

平成28年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月9日（水）
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成28年3月9日（水） 午前 8時58分
散 会 日 時	平成28年3月9日（水） 午後 4時52分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 議 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 27 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号	鴻巣市企業誘致条例の一部を改正する条例	原案可決
第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 30 号	鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号	平成 27 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 36 号	平成 28 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 水村 光行

市民部副部長 大塚 伸也

市民課長 田口千恵子

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

資産税課副参事 福島 栄

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 杉山 彰男

川里支所副支所長 馬橋 陽一

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 竹村 慎吾

環境経済部副部長兼産業振興課長
新井 昭

環境課長 関口 泰清

農業委員会事務局長 新井巳代子

観光戦略課長 大沢 昌弘

書 記 岡崎 夏子

書 記 篠原 亮

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第27号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第28号 鴻巣市企業誘致条例の一部を改正する条例、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第30号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

初めに、議案第30号を議題とし、執行部から説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第31号及び議案第36号については、歳入と歳出は関連していることから、市民部と環境経済部の歳入、歳出を一括して説明、質疑を行いたいと思います。この方法でご異議ありますか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

では初めに、議案第30号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(観光戦略課長) 改めまして、おはようございます。それでは、議案第30号のご説明を申し上げます。

まず、花と音楽の館かわさとにつきましては、平成19年5月の開館以来来館者も増加し、従来のコミュニティー施設としての機能のほか、観光

拠点としての役割の効果も果たしつつございます。また、このたびの拡張整備により、別館の地域食材ふれあい工房や地場産センター、拡張庭園等が新たに加わったことから、設置目的の見直しとともに新たな施設で行う業務を加えるほか、別表において会議室2を加え、それぞれの利用時間及び金額を定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。

では、これより現地視察のため暫時休憩をいたします。

(休憩 午前9時01分)



(開議 午前9時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第30号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 非常に立派な施設ができていますけれども、4月1日からは地域食材ふれあい工房や地場産センター、バラを中心とした庭園の整備など大変業務を拡大していくわけです。ここで提案されているのは部屋を貸すということだけですけれども、そもそも最初青木正久氏の屋敷をもらい受けたから、ちょっとした休憩所に整備するかと私なんか思っていました、落成式に来たとき、落成式があったわけですがけれども。それで、大変芸術性の高い音楽などをやって、心ある方が見に来てと思っていたら、これだけ大きな施設にどんどん変わっていくということは、今後市民の中でどのような位置づけでこの利用を広めていくと考えているのか、会議室だけにとどまらず、お聞きします。

(観光戦略課長) 花久の里の活用でございますけれども、基本的には花を生かした地場産業の振興の場、それから植物を生かしたくつろぎの場、そして音楽、芸術を生かした交流の場として活用する。それから、地域コミュニティーということで今までも活用してきましたけれども、それに加えて今後につきましては観光施設という位置づけにもあそこの利用目的の一つにしまして、今までは市内の方の交流の場ということに重点を置いてきましたけれども、今後につきましてはもっと広範囲の人々、

要するにそれが観光につながるのですけれども、一応観光拠点としての位置づけをこれからは打ち出していきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野） そうすると、フラワー号が頻繁にここへ、花が咲いている、いわゆる観光に資するときは来るのか、それとか特別な売り込みをして花久の里へ花がいっぱい咲いているから来てというふうに観光地化に力を入れるのか、そこら辺をお聞きします。

（観光戦略課長） フラワー号に関しましては、コミュニティーバスの路線バスということで決まっておりますので、こちらでちょっとご答弁控えますけれども、例えば花まつりのときですとか、そういったときにも花久の庭園まつり等を、ちょっと時期ずれますけれども、開催していますし、年に2回ほど庭園まつり等を実施しております。そういったときには場合によると例えば老健施設の方ですとか、そういった方もたくさんお見えになっています。それと、クラブツーリズム等の観光バスとかも来ていることもあったようです。ですから、なるべく花久の里のそういった花ですとか、そういったことを全面に押し出しながら、より多くの方が花久の里にお見えいただくような形で今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野） 花の場合は、物すごく手入れに金と暇がかかるのです。お金もかかるのです。どのように管理していくのか。バラなんて特に大変なのですよ。

（観光戦略課長） 今回バラのオーナーズガーデンですとか、あるいはバラの庭園を大幅に拡張しました関係で、現在指定管理を行っておりますNPOのほうでもバラの管理をする方を1人一応雇い入れる形で、その人を中心にバラの管理をやっていくということで今後やっていくようでございます。

以上です。

（菅野） 川里だけにこの観光の成果が潤すとは思えないのですけれど

も、鴻巣全体の観光の中にどういう位置づけに持っていくのか。もうこれ以上整備はしませんよね。もっと特別整備することがあるのですか。

(観光戦略課長) 今のところ、現在の整備で一応完了ということになるかと存じます。鴻巣市内、鴻巣の中での位置づけでございますけれども、議員さんもお承知のとおり鴻巣は花と人形のまちということで、それを一つのキャッチフレーズとしてまちづくりをしてきたわけでございますけれども、特にこの花久の里につきましてはバラ、もとの青木さんの集めましたバラもございましたし、そういったバラということでそれを全面に当初から打ち出していた施設というふうに認識しております。今後そのバラをさらに今回の整備によってふやしまして、バラを中心として、花久に来ればいろんなバラが見られますよということでその辺を積極的にPRしていければというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 最後に、与野にしろどこにしろバラというのはここに限らずいっぱい中心にしているところはあるのですよね。有名なところがあるのです。バラだけでは済みませんよね。花をメインにするというなら常時咲かせなくてはいけない。今後の人件費も含めた、花というのは大変お金がかかるわけですがけれども、そこら辺というのはどういう、潤沢に出せる、それとも花をつくっている農家なので、安く手に入っているいろんな花を楽しめるのか、それから来た人には見るだけではなくて鴻巣の花を買っていただくということがどんな方策でできるのか。

(観光戦略課長) まず、花の管理にお金がかかるということでございますけれども、指定管理の中で基本的な管理費は一応見ております。しかし、指定管理者が独自にもっとよくしようという考えでやっていただく分にはこちらもそれは制限はしませんので、そういった例えばもっとよくしたいと、でもお金足りないと、そういった場合どうするかというと、やはり指定管理者が自分たちでお金を稼いでそういった費用をまたそちらのほうに投入していくという形にもなってくるものというふうに思います。本来指定管理というのは、市から出している指定管理料、それとあと施設の利用料金、それと指定管理者が行います実施事業をもって全

体の経費として充てるという部分がありますので、一応そういったご方向で、よくしようと思えば当然指定管理者としても頑張って収入源を見つけながらやっていってくれるものというふうに認識をしております。それと、あと当然今回の施設の中でもまた地元のそういった花ですとか、そういったものも展示して実費でお分けするような形になりますけれども、そういったことでPRをしながら、それはあくまでも鴻巣ではこういう花を栽培していますよということをPRしながら売って、ただそれを買われた方がまた地元に戻られて、鴻巣でこういう花を買ってきたわよと、いい花がたくさんありますよということでほかの花屋さんですとか、そういったところの産業がさらに盛り上がっていかれば理想的なものというふうに考えます。

以上です。

（菅野）花というと、まず私たちは人が来たら連れていくのは花市場なのです。花市場とパンジーハウスに連れていくわけです。ここに連れてこようなんてまずは今までは思わなかった。今度あれかもしれませんが、ですから、まずは点をつなぐというふうにしないと、ここ遠いからわざわざ来ないと思うのです。点でつないでいって少しずつ面になっていくようにしないと、花のまちとは言葉だけになるような気がするのです。花を生産しているまち以外の何物でもないになってしまうわけです。そこら辺はもう大変な血税をかけているわけですね。本当にびっくりするようなお金が土地の購入代金から含めて駐車場をどんどん、どんどん広げて、いわゆる町外れですよ。町外れにこれだけのものを建てて観光客を誘致するというのは、口では言うけれども、実際には大変だと思います。一般市民だって車なければ来れませんから、一々バスでは来れませんし、そこら辺を将来人口が減っても、高齢化になっても支えられる制度にしていけないと、施設はつくったけど、後で過大で利用し切れないということにならないかと心配しているわけですが、そこら辺はどうでしょう。

（観光戦略課長）ただいまの件につきましては、実際過去の実績がございます。ちょっと平成19年の開館以来、年間の利用者数、入館者数も平

成19年が4万7,000人ほど、その後平成20年には若干減ったのですが、その後は年々利用者も増加しておりまして、平成26年度末現在で年間利用者が8万9,000人を超えているというような状況です。また、27年度ですけれども、12月末までに一応6万8,000人ということで利用者は順調に伸びているものと考えます。それで、確かに菅野委員さんおっしゃいますように、町外れということでもかなり厳しいのではないかとということをおっしゃられましたけれども、正直言って私どもも当初はそういう危惧はございました。ただ、実際ふたあけてみましたら、これはいろんな物販あるいはうどん等の評判もあるかと思えますけれども、そういったことが功を奏したのか、利用者に関しましては危惧するほど下がらないというよりはむしろ増加の傾向にあって、ある意味順調に伸びているというふうに考えています。したがって、鴻巣で行っております利用料金制の指定管理者制度を用いて運営している施設としては、これは成功例に属するのではないかとというふうに認識しております。

以上です。

(菅野) 終わり。

(羽鳥) マスクをしたままで失礼します。それでは、第1条の部分なのですが、先ほど前任者のほうからの質問もあったのですが、市民相互からあえて人々の交流を図りという形に文言が変わったわけなのですが、その趣旨について質問をいたします。

(観光戦略課長) これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、花の音楽の館かわさとは花と音楽を中心にした地域コミュニティの施設として当初オープンしたわけですが、開館以来8年余り経過し、地域コミュニティ施設としての機能に加えて、実態に合わせまして、実際は外からの観光客の方もかなりお見えになっているという実情がございますので、そういったことを意識しまして、あえて人々という文言に変えさせていただきました。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、わかる範囲で結構なのですが、もともとは市内の方の来館を趣旨に持っておったわけなのですが、それが開館したとこ

ろ、予想以上に市外者がふえたということなのですが、その割合というものが、わかる範囲で結構なので、説明をいただきたいと思います。

（観光戦略課長）済みません。そういう統計はとってございませんけれども、例えばびっくり雛祭りの関連イベントで今回も花久のひな祭りがございましたけれども、観光戦略課のほうで一応びっくり雛祭りのアンケート等をとっています。その中では、どちらからいらっしゃいましたかということで一応そういった設問を設けてございます。ただ、今年度に関しましてはまだ集計が済んでおりませんので、詳しいことは申し上げられませんが、そういった関係もございましてかなり市外からの方も多くご来館いただけているものというふうに考えております。以上でございます。

（羽鳥）本当に予想以上に、市長を初め、これほどの方がこの花久の里に来館されることは予想できなかった。まち交のお金を使ってこれだけ本当に予想以上に人が集まったのは大変ありがたいことだと思っておるのですが、初期のときに私思ったのですが、私も川里地域の住民であったのですが、非常にこの花久の里に対して地元住民は冷静といいますか、それほどの期待はしておらなかったわけなのです。それがこれほどの成功をした上で、ぜひとも地元を大事にする形をとってほしいと私改めて思っております。改めて今回市外の方、これ私ぜひとも4年後のオリンピックに向けて外国人の集客までやってほしいと思っておるのですが、その前に川里地域の、今8,500人ぐらいの方が住んでおるのですが、その方たちに愛される形の花久の里を改めて見直してほしいと思っておるのですが、その点についてどうお考えかお聞きいたします。

（観光戦略課長）直接お答えになるかどうかちょっとわかりませんが、例えばこの4月10日の日に川里地域の新1年生、小学校に上がるお子さんたちを花久の里に招いて一応そのお祝いをするという会が催されます。これは、毎年花久の里のイベントとしてやっている事業でございます。そういったこともやっておりますし、あるいは菊まつりの会場として花久の里を提供したりですとか、そういったことで地元にも一応密着したような形の事業を展開していただいておりますので、ですから

必ずしも地元に対して薄いということではないというふうに考えております。今後も地元を考えた、例えば今回地場産センターという形で物販部分が拡張されますけれども、そういったところにも地元産のそういった食材等を多く提供していただけるような形になっていただければよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）では、この点はこの程度にとどめておきまして、先ほど言ったように4年後の東京オリンピックが行われるわけなのですが、市外者の来館をふやすのと同時に、ちょっと欲張って外国人の方の来館、集客をしたいというのもやはりぜひとも持ってほしいと思っているのですが、先ほども一部出てきたのですが、旅行会社との提携などもされているようなのですが、そこにおける戦略は何かお考えかお聞きいたします。

（観光戦略課長）旅行会社につきましては、実は先日台湾のエージェントの一応来館がございました。それと、東京オリンピックの開催に向けて、県のほうでも埼玉県をPRしようということで多分パンフレットの多言語化ですとか、そういったことを今後進めていくものと思われまして。当然市としましても市のそういった多言語化を、せめて英語だけでもというようなことがあるかと思えますけれども、そういったことを観光協会のほうで一応考えているということを知っております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、やはり一番の問題が言語の問題なのですよね。ですから、全てバイリンガルでやる必要はないのですが、英語と片言の中国語、それがしゃべれるような形を、今他のやっぱり都道府県の市町村においてもそういう試みをされていて、ちょっとだけ中国語がしゃべれるというのを私もちょっとメディアのほうで見たのですが、こういう試み、努力がやはり鴻巣市においてもできないものかと思っておりますが、その計画は何かございますか。

（観光戦略課長）現在具体的な計画はございませんが、今観光協会の職員で英語にある程度堪能な職員が1人おりますけれども、その方を中心として多分これから英語のパンフレット等の整備をしていただければ

ればというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）私もちょっと台湾には何度か行かせてもらったのですが、非常に親日国なのです。やはり中国人と台湾人、全く違う考え方を持っておりまして、非常に日本になじみやすい台湾の方だなというふうに私も理解したのですが、それとともにやはり人口規模の大きい中国、これを無視することはできないとっておりますので、その努力はぜひとも今後していただきたいと思いますと思っております。

では次に、第3条の（5）地域の食材及び食文化の提供に関することなのですが、この中で食文化ということで鴻巣市内の何を地域性として取り上げようとしているのかをお聞きしたいと思います。

（観光戦略課長）例えば川里地区、鴻巣で昔から食べられております、今もやっていますが、草もちですとか、あるいははいがまんじゅう、それから地元産の粉を利用したうどんですとか、そういったことを一応考えております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、川幅うどんのような形のB級グルメのような企画を私ぜひともまた、やはり前も言ったのですが、攻めで新たなものというのが必要だと思っておりますが、川里時代によく商工会のほうで努力されておったのですが、私もいいなと思っておりますが、立ち消えてしまったものの中に呉汁というのがあったのです。そのような形の本当に昔の農村だったら当たり前に出されていたもの、食べ飽きて子ども時代私も大変苦しんだのですが、やはりそういうものが今懐かしいなと思っておりますが、そういう食べ物をまたまちおこしで提案できるような、そういう試みをぜひとも積極的にやっていただきたいと思いますと思っておりますが、そういうことを花久の里から情報発信できないかというふうに思っておりますが、その点いかがお考えかをお聞きいたします。

（観光戦略課長）ただいまご提案になりました件につきましては、28年度に向けてこれから年度協定等を結んでいくこともございますので、そ

ういった中で指定管理者のほうにはお伝えしたいというふうに思います。

以上です。

（羽鳥） それでは、同じ項目の食材なのですが、今まで提供してきた食材と新たに今度場所も拡張しますよね。地場産センターのほうで、あれほどのよい環境でまた販売ができますので、数のほうもふえると思っておるのですが、その点いかにお考えかをお聞きいたします。

（観光戦略課長） 地場産センターで販売あるいは展示するものにつきましては、例えばNPO、指定管理者のほうとも今ちょっと話し合いをしているところでございますけれども、確かに今までと比べて面積が大分広くなりますので、今までの量ではとてもでもありませんけれども、埋まらないという状況はございます。そういうこともありまして、もっと多くの方にPRをして、できれば市内全域にお声がけをしながら、地場産センターに置いてもらうものをより広く募っていくという方向性は持っております。

以上です。

（羽鳥） それでは、ちょっと長引いてしまいますので、次に移りますが、先ほど見学しまして、ローズオーナーガーデンを今度始めるそうなのですが、この内容についてどれぐらいのオーナーを集めるのかを中心にお聞きいたします。

（観光戦略課長） ただいまNPOで募集中でございますして、募集人数は一応108名、108株です。料金につきましては、税込みで1万円ということになっております。ただいま受け付けている分につきましては、一応第1回目の植栽を4月に予定してございます。

以上です。

（羽鳥） そうしますと、植栽してから約半年ぐらいですか、咲いて終わるまで。その間にどのような企画があるかをお聞きいたします。

（観光戦略課長） 今回のオーナーになられた方には、花久の里のまざイベント情報等をご案内申し上げます。それと、このオーナーを対象としたバラに関する講座ですとか、そういったことも企画をしているようで

ございます。期間につきましては、一応28年4月から31年の3月までということとなります。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、このローズオーナーガーデンのほうに植えられるバラのほうと、また新たにローズガーデンができて上がるわけなのですが、そちらに植えるバラのほうなのですが、特にちょっとローズガーデン、オーナーさんのほうではないほうなのですが、非常に青木先生のところのバラは世界レベルから見てもレベルが高かったバラが多かったです。というのが1株でも幾らするかわからないような値段のものがあつたわけですね。そういう点において、バラというのは本当にピンからキリで、非常に高いものはとてつもなく値段がしますよね。そういう点において、どのあたりのバラを植栽されるのかお聞きいたします。

(観光戦略課長) ちょっと金額で申し上げますと、大体2,000円くらいのバラを想定してローズオーナーガーデンについては選定をしていくというふうに伺っております。

以上です。

(羽鳥) バラが植えてあって花が咲いているときれいだなというふうに思うのは思うのですが、やはり見る方が見ると、えっ、この程度の品種なのという疑問も今後生じてくると思うのです。スタートからそういう望みは私もしないのですが、今後やはりその指定管理のほうにおいて、ある程度の品種を植えないと、見に来る方も目が肥えた方がたくさんいるでしょうから、わざわざ花久の里まで来てこの程度のバラしかなかったよというのは大変悲しいとともに、やはりバラの管理は難しいのを私もよく聞いております。私も実際にわかで植えたのですが、結構ネキリムシとかいろんなことの病気があってうまく咲かせられないということがあったので、今回1人管理につくというのですが、どのようなレベルの方がこの管理につかれるのかを同時にお聞きさせていただきます。

(観光戦略課長) 今回バラの管理でつく方は、一応そういった造園関係に勤めてられる方を今回採用してバラの管理をしてもらうということは伺っておりますけれども。

あと、バラの種類ですとか、この程度なのということにならないようにということをございましたけれども、とりあえず現段階では一応工事設計の中で植えさせてもらいますけれども、バラにやはり寿命がございしますので、寿命が来たものから植えかえるときにまたそういったことを一応考慮しながら植えていくことになればというふうに思います。

以上です。

(羽鳥) それでは、NPO法人の中の方にも青木先生の青正会のメンバーの方もいらっしゃいますので、当時のバラのハウスの中にあったバラも多分拝見されていると思いますので、そのレベルの高さは十分把握されていると思いますので、そちらに期待をしてこの質問は終わります。最後に、会議室についてなのですが、1つ会議室がふえるわけなのですが、会議室のやはり必要性が、ふやす必要性がどれぐらいあったのかをお聞きいたします。

(観光戦略課長) 今まで会議室を使って体験教室ですとか、そういったことをやっていたということがございました。それとあと、今回新たに設置します会議室2というのは今物販をやっている場所に該当しますが、正直言って会議室がどの程度活用されるかということは今ちょっと手元に資料もございませんので、詳細について申し上げられませんが、あそこで会議をされるということと例えば地元の自治会さんですとかが利用しているというお話は何っております。正直言ってどの程度というのはなかなか難しいのですけれども、ほかにある部分を会議室のほかに利用するというのが、ちょっと済みません。ちょっと整理します。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時16分)

◇

(開議 午前10時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(観光戦略課長) 失礼しました。実は花久の里のコンセプトが長屋門の部屋につきましてはもともとは会議室ということでコンセプトございま

した。そこを今まで物販という形で使っていたということでございまして、それをもとの要するにコンセプトに戻して会議室として利用するというところでございます。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、今まで会議室だったところも、第1会議室というのですか、そちらのほうもあったわけなのですが、稼働状況はどれぐらいあったのでしょうか。

（観光戦略課長）済みません。ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

（羽鳥）私の記憶では、以前会議室でなくて別の形で使われていたのをちょっと覚えていたものですから、それでちょっと答えづらいかなと思ったのですが、それプラス、第1会議室プラス、あえて物販のほうの場所があいたとはいえ、そこを会議室にする必要があるのかなと。

また、会議室を2つにして、今度料金のほうも上がってしまうわけですから、どのような趣旨があるのか私どもはちょっと理解しがたかったものですから、お聞きするのですが、これで料金も500円から700円に上げて会議室も2カ所になるという形で、予想する上での稼働目標というのはあるのでしょうか。

（観光戦略課長）会議室2につきましては、実はNPOで一応会議室2として貸し出しスペースにはなるのですが、NPOのPRですとか、あるいは花久の里のそういったPRですか、そういったものを一応展示する場所としてもちょっと使いたいという話は聞いております。ですので、場合によっては当初の段階ではそこを、NPOが会議室を借用してそういったことに利用するということもあるかもしれません。なかなか苦しいのですけれども、済みません。

（羽鳥）もともと長屋門の右側と左側ということで、この大きさ的にも会議室第1と会議室第2は全く同じ大きさなのではないでしょうか。何名ぐらい入れるかをお聞きいたします。

（観光戦略課長）もともと会議室1については、かなりスペースはございますけれども、2に関しては多分その半分以下ではないかというふう

に認識しております。今物販の関係で使っていますけれども、かなりそれほど余裕があるスペースではございませんので、そんなに大人数が入れるというようなことではないと思いますので、10人入れるかどうかという、会議室にテーブルをもし入れれば10人は厳しいのかなというふうな会議室だというふうに考えます。

以上です。

(羽鳥) 午前中500円、午後が700円ですね、料金のほうが。これ第1、第2が同じ料金というのはちょっと理解しがたい部分が出てくるわけなのですが、その点についてはいかががお考えかお聞きいたします。

(観光戦略課長) この会議室につきましては、スペースの大小によって料金を算定したということではなくて、一応一つの会議室として捉えて算定しておりますので、その点ちょっとご理解いただきたいというふうに存じます。

以上です。

(羽鳥) では最後に、この会議室は、ちょっと私の記憶にあったのですが、何か業者のほうに長期貸し出しという形は今後もとれるのでしょうか。それを考えておられるのかどうかお聞きをいたします。

(観光戦略課長) 長期というのがどの程度かということもございしますが、基本的には例規にのっとった形での貸し出しということになりますので、1つの業者が長期にわたって、例えば何カ月にわたってということは現実的にはないものというふうに考えます。

以上です。

(羽鳥) はい、では結構です。

(金子) 先ほど花久の里、視察してまいりましたのですけれども、地場産センターのところに案内図が書いてある掲示板がございました。それは、これと同じなわけでしょうか。

(観光戦略課長) 委員さんにお配りした資料があので案内板でございます。以上です。

(金子) そうしますと、ちょっと今回のこの議案30号のところで会議室の追加ということで、そうするとこれ見ると長屋門のところに会議室が

1カ所しかないという何か目印というか、案内図なのですけれども、これは長屋門の下のほうのところ、今いろんなお土産とか売っていますけれども、いがまんじゅうとか売っていますけれども、そのところが今度は会議室になるわけですよ。すると、ここにもつけたほうがいいのかと思ったのですけれども、その点はいかがでしょうか。

（観光戦略課長） それでは、これは後でそういった表示をするようにしたいというふうに思います。

以上です。

（金子） ありがたいことなのですけれども、これは間に合います。何かもう掲示板もされているということなのですけれども、つけ加えということでもよろしいわけですか。

（観光戦略課長） 4月1日に間に合わせる形で表示のほうを掲載していただきたいと思います。

（金子） お願いします。

そうしますと、今回地場産センターとか花の部分の庭園のほうも増設されたわけですけれども、今見ましたらば近隣のお宅とかも非常に近いところにあると、畑の向こうが住宅地であるというところで考えますと、近隣の方との協力体制というか、調和ということ考えると、利点とか問題点とか、何かそういうこともいろいろ地元の人と話し合わせてこのような施設をおつくりになったと思うのですけれども、その点のいきさつとか流れとかいかなものでしょうか。

（観光戦略課長） 今回の整備に当たりまして、やはり隣地の方といろいろ排水の関係ですとか、そういったことで調整をする場面はございました。それもうちの市と隣接地の方と話し合いを行いまして、円満な形で推移して今回の整備が一応今回完了するという運びになりました。

以上です。

（金子） 先ほども出たかと思うのですけれども、この花久の里ということで、地域性を考えるとになると川里地域ということで川里地域のほうの活性化、ひいては鴻巣市のPRにもなるかと思うのですけれども、先ほどの県外の方も結構いらしているということでもございますけれども、

市内の方ということで考えるとやはり川里のほうが割合的には非常に多いかと思うのですけれども、どうでしょうか。

（観光戦略課長）正直申し上げますと、そういった統計がございませんので、数字でちょっとお示しすることは難しいのですけれども、確かに当然市内の方がかなり相当数いらっしゃっているということは肌で感じるところではございます。

以上です。

（金子）やはりこの案内図見ますと、ちょっと私の感じたところなのですけれども、花久の里の中の母屋のところも入ってトイレのほうなのですけれども、男性用と女性用が、このデザインは非常によろしいのですけれども、何かちょっと間違えてしまうような感じがあるのです。ちょっと男のほうのしゃくみたいなのやつが何かちっちゃくて、そちらのほうは、青のほうは男ではないかと、赤のほうは、扇みたいなの、女性ではないかということで判断して入るのですけれども、たまに間違えることがあるのですけれども、状況どうなのでしょうか。

（観光戦略課長）この案内板は、あくまでもここに男女のトイレがありますよという表示になりますので、実際トイレのところに行きますと、もうちょっとはっきりわかる形で表示されていますので、その点については特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

（金子）わかりました。

それと、この案内図の中でやはり花と音楽の館かわさとということで花については非常にわかりやすいなと思うのですけれども、音楽の面がサロンでとかでコンサートとか、いろんなそういう催し物をやるのですけれども、それ以外に何か音楽に関するものが、PRというか、アピールするものが、例えばBGMにしても何にしても、何か工夫が必要なのかなと思うのですけれども、ちょっとその点は改善とか今後の考え方とかありましたらばお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

（観光戦略課長）ふだんのBGMにつきましては、クラシックの音楽を館内にたしか流しているかと思っておりますけれども、あとサロンで行います

コンサートのほかに庭園まつり等のときに一応多目的広場に向けてそういった何か音楽の催し物とかも開いているということがございますので、そういった意味では花と音楽をうまく調和しながら施設の運営をしていただいているというふうに考えております。

以上です。

(金子) わかりました。以上です。

(大塚) それでは、議会の初日にありました設置目的の見直しというのが市長の提案説明であります。もう既に何人の委員からか質疑されておりますので、改めて確認します。市長提案の説明の中の設置目的の見直しというのは、例えば第1条の文字の入れかえ、差しかえとか第3条の新たに追加したという文章的なものを指してその説明なのか、あるいはもう根本的に目的自体を従来とは違うから方向性を変えましょう、見直しをしましょうという意味なのか、それについてはどちらになるのでしょうか。

(観光戦略課長) これは、見直しといいますのは、従来の機能に加えて今回入ったという部分が観光的な色彩ということで人々というふうなことを意味合いを出すために入れました。それとあと、具体的に事業の内容の中で、今までもやっておりましたけれども、それを例規の中に入れることによって整理をするというようなことでございます。

以上です。

(大塚) そうすると、具体的には条文でいきますと第3条に新たに書き加えられた部分、これがいわゆる今回の見直しに該当する、主にとという表現でよければ、そんな理解でよろしいでしょうか。

(観光戦略課長) 今回第3条の5を追加した部分かと存じますけれども、それは今までも一応館の業務としてやっておったのですが、具体的にそれを明示していなかったもので、それを今回明示させていただいたということになります。

(大塚) 最後の質問ですが、第3条で触れている地域とは当然のことながら川里に限らず鴻巣市全体を示すという解釈でいいのかどうなのか。それからもう一つ、食文化というのも先ほどの委員から質問出ましたが、

改めて先ほど幾つか商品名とといいますか、品物はこんなようなものをイメージしていますというのが出たのですが、食文化というのがその人にとってとりようが違う、あるいは地域が鴻巣という広いエリアになった場合、北の地域、南、東、西、真ん中、例えば5つぐらいのブロックに分けたときに従来から伝わる食文化というのはまさに地域性があると思うのです。そこら辺を冒頭の地域というのを市内全体でいいのかどうなのか。

それから、食文化については今現在わかっている範囲ではお答えありましたけれども、今後も新しい食文化という意味ではふえていく可能性があるのかどうなのか、そのお二つを伺います。

（観光戦略課長）地域に関しましては、当然市内全域を指すということで認識しております。

食文化に関しましては、現在のところ実際川里地域を中心とした食文化によるそういった提供ですとか、あるいは講座等を実施しているという現状がございます。ただ、今後鴻巣全体の食文化を捉えるということで、その他の地域のそういったことを講師を招いて講座等を実施していくということは当然必要なことというふうに認識をしております。

以上です。

（大塚）終わります。

（加藤）では、私から3点ほど確認をさせていただきたいと思います。先ほど見学をさせていただきまして、図面のほうももらったのですが、既存の施設と、あと新しい増設した部分においてはこれ補助金の種類の違いからか、柵があるわけです。これは、現状のルールの中ではやむを得ないのかなというふうに思うのですが、何とか将来的にその補助を出してくれている関係機関と交渉しながら、それがなくなるようになればいいなというふうに思っております。市の現在例えばクリアとかせせらぎ公園の関係とかその辺とか、以前にあった参考例もあろうかと思っておりますけれども、将来的にその柵をとるような検討というのは内部ではどんな感じで議論されているのでしょうか。

（観光戦略課長）柵をとる議論につきましては、具体的には今ございま

せんけれども、ただ柵を目立たなくするために柵沿いにナニワイバラですとかモッコウバラを植えまして、それを絡ませていこうということで今整備のほうを实际行っております。今のところバラ等がまだ伸びておりませんので、わかりませんが、それが伸びてくれば柵が目立たないような形にはなってくるというふうなことでございます。なかなか議員もご承知のとおり、補助金の縛りがかなりきついもので、現状ではとるとということにはちょっと結びつかないということは正直なところでございます。

以上です。

(加藤) それでは、2点目です。今のお話を踏まえますと、利用者様がその柵の存在ありますけれども、うまくそれぞれが相互に行き交うようにしたいなというふうに思いますけれども、既存施設側のほうから何か案内、誘導灯みたいな、こちらを通ると新しいローズガーデンであったり、地場産センターに行けるような案内看板というのは既存側のところでは何か工夫をされたでしょうか。

(観光戦略課長) 既存の建物、要するに敷地内にはないのですが、既存側のバス停の前のところにそちらにも案内看板を一応設置する予定で今これから工事が始まるところでございます。

以上です。

(加藤) では、最後です。ほかの委員の方からも一部出たのですが、非常に私はこの施設、ポテンシャルを感じているところです。その理由は、私も何回か友人とか鴻巣に来た友人などを食事を含め、あそこを散歩させていただきながら、その中でいいねということで、またその方がもう一回来たときに、またあそこ行こうかという感じの声が出たものですから、非常に外から来る方についても魅力的な施設なのだなというふうに個人的には感じているところでございます。そういった中で先ほどオリンピックの話も出ましたけれども、今17時までやっております。それで、将来的にさらに魅力アップではないですが、ちょっと時間をさらに延長してオープンする可能性とか、例えばほかにライトアップをするとこれはおもしろいだろうなとかと先ほど見学しながら思った

りしたのですけれども、今後の広がりについて何か現時点でお考えがあればちょっと教えていただきたいと思います。

（観光戦略課長）現状の制度の中でも一応特別の申請があれば9時まで時間延長は可能ということになっておりますので、その辺をうまく利用しながら有効利用を図っていただければというふうに考えております。以上です。

（加藤）いろいろルールとか、先ほどコストの話も他の委員から出ましたけれども、その辺も踏まえながら工夫ができればいいと思っております。

質問ではありませんけれども、以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（市民税課長）それでは、議案第27号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例でございます。

行政不服審査法が全部改正され、本年4月1日から施行されることに伴

い、関係する3つの条例について規定の整備を行うものです。まずは市民税課よりこの施行に伴い関係する2つの条例でございます鴻巣市税条例、鴻巣市固定資産評価審査委員会条例につきまして議案の趣旨をご説明申し上げます。なお、資料を配付してありますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

行政不服審査法が全部改正され、主な改正点でございますけれども、まず1点目といたしまして審査請求人に証拠書類等の閲覧のみを認めておりましたが、改正により閲覧のほか当該書面もしくは当該書類の写しの交付を求めることができるようになったことでございます。これは、審査請求人が審査手続において適切な主張、立証を行えるようにするためでございます。

続きまして、2点目でございますけれども、4月1日以後に決定された固定資産の価格等につきましては、審査請求をすることができる期間を現行の60日から3カ月に延長したことでございます。これは、審査請求期間が1カ月延びるということは、それだけじっくり検討しながら準備を進めることができるということから住民の利便性の向上につながるという意味がございます。

そして、3点目といたしましては不服申し立てや異議申し立てを審査請求に一元化し、文言の整理を行ったところでございます。このようなところから第1条の鴻巣市税条例の一部改正でございますけれども、不服申し立てから審査請求に文言を改めるものでございます。

次に、第2条の鴻巣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。審査申出書の記載事項の追加や条例中で引用している法令名等を変更するほか、審査に係る決定書の記載事項等について規定するものでございます。

市民税課からの説明は以上でございます。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）続きまして、第3条からは私のほうからの説明させていただきます。

第3条でございますが、鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の文言の整理といたしまして、異議申し立てと審査請求をするこ

とができる期間を20日以内から改正後の行政不服審査法の規定に準じ、三月とし、異議の申し立てを受けたときから10日以内に決定しなければならない期間を決裁までの期間の定めはしないこととするものです。以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（大塚）議案資料の27の3、27の最後のページになりますかね、この中でちょっと1点伺いたいと思いますが、ここ書かれている第4条になります。現行でいうと、アンダーラインのところを見ますと、受けた日から20日改め受けたことを知った日からというふうに変えています。これは、先ほどの説明のとおり期間が延びるというふうには理解をしていますが、日本語って非常に難しく、例えば改正案の受けたことを知った日のと書いてありますね。ということは、まず最初に伺いたいのは、賦課を受けた者になるのですけれども、賦課を受けるという実態に関して受ける行為、これは何をどういうふうにするか受けたという解釈になるのか、まずそれを伺いたいのですが、いかがでしょうか。これは課がないのでしたっけ。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にこれ土地改良事業関係の条例でございます、いわゆる自治法から土地改良法といろいろ数ある法の中で、実際に土地改良事業が立ち上がったときに土地改良事業に関する賦課金等が出てくる問題があるのですが、その辺の関係でいわゆる各土地改良区に賛同している方々の組合員さん方の賦課の関係で賦課金が決定したことによって、各組合員に対しまして、今ですと反当たりとか10アール当たり幾らというふうな、実際にかかるという部分での事業でやっている中での取り扱いになると思います。実際に、ですから土地改良区の中でその辺が決まった段階で各土地改良区ができ上がって、その中で土地改良区の組合員さんに反当たり幾らですよと、その関係での賦課をした日というような感じでの捉えになるかと思えます。以上です。

（大塚）賦課の仕組みは今伺いましたのでわかったのですが、いわゆる

賦課金が発生した、確定したというのが、ここでいうところの知った日イコールではないと思うのです。日本語ですから、知った日というのはあくまでも本人がそれをわかったよというのが私は知った日だと思っているのですが、そうすると幾ら賦課金が確定をして、賦課という行為が発生したとしても、ここでいう知った日というのは、自分は見えていないよ、知らなかったよというのと、理屈になってしまうのですけれども、そこから辺知った日という表現で的を射ているのかどうなのか、それがちょっと疑問なので、確認をしたいのです。賦課が発生した、賦課金が確定したというのは理解をしました。それが本人に伝わって、通知なり、口頭かどうかやり方はわかりませんが、それをここであえて知った日というふうに書いてあるので、これをわかりやすく言うとイコールなのだろうなと思うのですけれども、ここら辺はちょっと理解しづらいところかなと思いますが、その理解についてはどのようにしたらよろしいでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に賦課徴収の関係で、いわゆる賦課をしたけれども、当該人に到達したことで、ご本人が知った日、いわゆるそれを確認した日とか、実際にその辺の受けたことを知った日というふうなことの文言と、いろいろ大塚委員さんのほうも確認というようなことになるかと思うのですが、実際には賦課徴収に関するいろいろそういう経費の関係のものを発送したことによってはご本人が見たよというふうなことの部分での問題があると思いますので、実際にはその辺の土地改良区費の納税通知書だか何か、組合費の納入についてのお知らせというものはご本人、土地改良区であれば組合費の通知を受けたことを知った日というふうなことで、ご本人が郵送あるいは組合員の方が自宅に訪問して賦課金がこうなりましたよというようなことの意味のことをご本人が確認した日というような形で捉えるかと思います。以上です。

（大塚）そうすると、通知なり文書なりで送付されているにもかかわらず、たまたまそれをあけた日、開封した日、見た日がイコール知った日という理解で、ずっと進むということによろしいのでしょうか。場合に

よると病気療養中で自宅にいなかったとか、着いていたけれども、あけることをしなかったとかいうと、もうどんどん、どんどん期間が、知った日イコール期間先送りになってしまうので、変な解釈ですけれども、へ理屈ではないのですが、これだけ見るとちょっとそんな気もするものですから、そこら辺誤解のないように説明をするなりが必要かなとちょっと感じました。これらについては、今後どうされるのか、もしあれば伺いたいと思います。いかがですか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 確かに課する側のほうとすれば賦課金等を納めてくださいという通知はされても、やはり今、中には病気とか入院されているとかというような形でご自宅にいない場合にはその辺の通知等の確認ができないというふうな部分もあると思います。その辺につきましては、やはり条例上のくくりでの問題になっていますし、やはりその下には規程とか規則とかがございますので、その辺の取り扱いになりましては多分賦課金徴収については納付期限がいつまでとかというような部分で発送すると思いますので、その辺については期限内になるべくこの辺の通知等をご本人に到達するような形で、行っていないという部分につきましては土地改良事業に関しましてはある程度のエリアが決まっている農家さんの方々が対象になりますので、周りの近隣の方々から留守ですよとか、病院に入院してしまっているよというふうなことで組合員さんのご協力を得ながらその通知等を何らかの形でご本人に知らしめるような形で確認をしていただくと、その辺の形になると思いますので、その辺やはり個人個人、家庭の事情等もあると思いますので、受けたことを知った日という部分につきましてはご本人が何らかの形で発送したか、徴収の関係の文書等を確認した日というような形で捉えるかと思います。

以上です。

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前11時04分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) 3 条例において不服申し立てがどのように事例数があったかお聞きをいたします。

(市民税課長) 不服申し立てでございませけれども、固定資産評価替えの年に行っておりますけれども、今年度評価替えであったのですけれども、今年度は不服申し立ては今のところございませぬ。平成24年度に2件ございましたので、その辺の内容を紹介したほうがよろしいですか。内容はよろしいですか。

(わかる範囲。大丈夫でしょうかの声あり)

(市民税課長) 2 件ございまして、例えば当該の土地がございまして、そこが畑として使用されているのですけれども、その隣に住まれる方がその畑の隣に住んでいる住宅がちょっとごみが多い家になっておりまして、要は不動産業者からその畑が買っていただけないという不服がありまして、売却することができないということなのですけれども、課税評価額が畑の評価でなくてはならないのかという申し立てがございました。その件につきましては、宅地転用済みになっておりますので、そうはいきませぬよという、それは棄却という形になっております。これが第1件目です。

そして、2 件目なのですけれども、土地に、住んでいる土地なのですけれども、道路や水道等の……ごめんなさい。住んでいない土地です。土地に道路や水道等の整備が一切されていないということで、評価替えの年度にもかかわらず、前年度と課税評価額が変わらないのはおかしいのではないかということなのですけれども、これについてもやはり変わらないのはおかしくないということで棄却されております。この2件がございました。

(何事か声あり)

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 土地改良事業につきましてはございませぬ。

以上です。

(羽鳥) これが不服申し立てから今度は審査請求になりまして、結局は

請求するほうが非常にやりやすくなるわけなのですが、今後このような審査請求出た場合に対応にかかる時間はどうなるかをお聞きいたします。

(市民税課長) その審査請求でございませけれども、今までは不服申し立てですとか、そういった言葉を使っておりました。それが今度審査請求という文言に統一されたわけでございますけれども、例えば固定資産評価審査委員会を例に挙げてみますと、審査請求では市側に弁明書という形を提出させて、それを不服申し立人に送付しております。そして、不服申し立てにつきましては、その弁明書に対する反論書というのを提出するといった手続が設けられております。これが審査請求の方法でございませけれども、それに対して異議申し立てというのはそのような手続がなかったということなのですけれども、この固定資産評価審査委員会を例に挙げますと、今までどおり時間的な大きな変化はないというふうに思っております。

以上です。

(菅野) 最初の1のほうですけれども、災害等による期間の延長ということですよ、この市税条例の。これは、鴻巣の場合、先ほどの例で言うとなんということですか。今まで60日を3カ月になるわけですけれども、この災害により市に対して何とかしてほしいという、そういう訴えというのはないのですか。

(市民税課長) これは、この第1条目なのですけれども、災害による期限の延長ということにして、これは行政不服審査法の改正によって文言の整備が行われたところなのですけれども、例えば申告ですとか申請、請求その他の書類の提出あるいは税の納付ですとか、もしくは納入についての期限を延長するものとするということなのですけれども、ただしこの不服申し立てによる場合については必ずしもそうではないですよという意味だと私は思っています。

(菅野) 要するにこの例による不服申し立てというのは、鴻巣の場合災害がないからないということなのですか。災害がないから申し立てがないから不服審査もないのかと。

(市民税課長) 災害があるなしではなくて、先ほど申しましたけれども、不服申し立てという文言を審査請求に変えたというだけということでご了解いただきたいと思います。

(菅野) でも、60日を3カ月に延ばしたわけですよ。延ばすわけですよ、60日を3カ月に。それは、それなりの住民要求と必要があって国がやっているのではないのでしょうか。

(市民税課長) 審査請求、不服申し立てができる期間を現行の60日から3カ月に延長したということですがけれども、例えば納税通知書が送られて、その価格に対して不服がある場合につきましては60日以内ということだったのですけれども、法律の専門的な知識を有しない住民が自分に対する処分不満を感じ、場合によっては弁護士のような専門家に相談した上で裏づけとなる資料を集めて不服申立書等の必要な書類を作成し、最終的には申し立てという一連の行為をするにはそれなりのかなりの時間がかかってしまうということですので、審査請求期間が1カ月延びるということは、それだけ住民がじっくりと検討しつつ準備を進めることができるということから、住民の利便性の向上につながるという意味があるということでございます。

以上です。

(菅野) わかりました。幾ら言っても答弁来ませんけれども、鴻巣の場合はそういうことだけれども、それに当てはまる今まで不服審査が時間切れだったよなんてことはなかったということなのですね。

(市民税課長) はい、そのとおりで今までなかったということでございます。

(菅野) 次は、鴻巣市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例で、これを改定するということですがけれども、よく今どき農地の集約化を市も政府も進めていますよね。そうすると、一人の人が何十町も田なり畑なりをつくっていると。よく農家の方が言っていますよね。全然つくってなくても土地改良費というのは取られるのだよと。これは、名前からいって土地改良というのですから、水路を引いたり、耕作しやすくするという、そういうことをしたときに取る経費だと思うのです。水の水

路代金、水代金ではないとも思うのですけれども、これが農家の人が嘆くわけです。それなりに高い値段だと、それで今どき例えば田んぼを1反につき昔は1俵くれたけれども、今なんか耕しているだけで我慢してくれというので、米も来ないと。耕作放棄地になっても払わなければいけない税金だというのですが、この税というのはそもそもそういう税であるのでしょうか。期間の延長の問題ではない気がするのですが、今の農政から見てどうなのか、ここを聞きたいのですけれども。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応菅野委員さんのほうのご質問ですが、いわゆる今回のこの条例改正につきましては市営土地改良事業ということですので、市単ということで市が土地改良区の実施主体となって実施する土地改良事業というふうな形の取り扱いの条例になります。現在委員ご質問のとおり、土地改良区のほうでは既存の土地改良区では水利関係で水利費とか土地改良区の田畑の負担金はそれぞれ土地改良区として各農家さんのほうに納めていただくような形で手続をとっていますけれども、いわゆる耕作放棄地なんかについてもどうなのかということですが、これらは原則土地改良区の受益内にある農地ですと賦課徴収の対象になっております。実際今農地の集約化というふうなご質問もございましたけれども、いわゆるこの農地の集約化を図るために、今現在鴻巣行田地区のほ場整備というものが進んでいるのですけれども、これらは今現在は県営の土地改良事業としまして国の採択を受けた上で県営の土地改良事業というふうなことで進めていくような形で、非常に今は昔の1反区、2反区のを3反あるいは5反ぐらいな大きなほ場にするというふうな土地改良事業というふうなことで、この条例そのものはやはりかなり条例そのものが昭和40年代に制定されたものですので、45年の1月に制定されていますので、私の想定するのには昔はやはり市営で土地改良、小さな耕地を土地改良しましょうと、そういう中でやっていた中で、条例が残っているのかなというふうな感じだと思います。現在は、今菅野委員さんが言われたように大きなほ場を目指して未整備の土地を排水あるいは道路等、農道等を整備してかなり大規模の農地としてやっていくというふうな部分についてはもう市営土地改良事業

ではとてもではないけれども、できないような事業になっております。実際にはもうやるというふうな話で動き出しますと、国の採択を受けて、国の補助金もいただいて、県の補助金もいただいてやっていくというような大規模事業の形の土地改良事業になりますので、ちょっとこの条例とは合わない部分がありますけれども、いわゆる既存の土地改良区のほうでは現在もその辺、土地改良が終わったところの受益者の農家の方々に対しましては水利費とか土地改良、農地に対しての賦課金をお願いしているというふうな状況でございます。

以上です。

（菅野） どう考えてもおかしいと思うのです。45年も前の農政と今は全然違いますよね。45年前なんか2町も持っていれば大地主で、将来こちら辺なんか不作なんてことはないわけですから、農家の方はそこらにアルバイトや仕事なんか行かなくても農家で食べていけると、そういうときだったと思うのです。その法が今もずっと続いていて、農家の人からよく聞くのです。とにかく土地改良費というのを必ず払わなくてはいけないと。それで、何か農薬もまくのですか。つくっていなくても何か農薬まいたり、水利だけではなくて出さなくてはいけないのだから、今どき頼んでつくってくれているのならつくってくれている人が出さずでしょうけれども、そこも採算合わないからと言って小作料もくれなくなっている中で、これというのはいざとなれば反論書を出せばいいぐらいになっていますけれども、それで今日の農政の矛盾がこの今回の改正でどこか前進する面があるのですか、今回のこの改正で。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 菅野委員さんは、現在の農業を取り巻く社会情勢を質問されていますので、私のほうも産業振興課として農政の部分でのその辺の状況は重々理解しているつもりでございます。実際にこの市税条例の一部改正の中に市営土地改良事業というふうな文言、条文がございますけれども、これらにつきましてはもうほとんど今後こういう市営土地改良事業があるのかというふうな部分で、菅野委員さんが言われるように今後ないというふうな形では言えるかと思えます。ただ、条例上残っておるものでございますので、いわゆる行服審査

法の改正に伴いましての文言整理ということでございますので、その辺につきましてはいわゆる日にちの変更とか文言整理をされているところなのですけれども、いわゆる現状の土地改良事業の実態とか、土地改良区の運営とか、農薬をまくのに何かお金というの、これはJAさんのほうで実施している無人ヘリで農薬をまいているという実態でございます。それと、また小作料あるいはなかなかいろいろ水利関係のほう、実際の高齢者になって農業を、土地を生かしていなく貸してしまっている方とか、その辺の現状につきましては非常に厳しい状況だというふうな部分は農政の現場サイドからいえば認識していますけれども、この条例とはやはり相当かけ離れてしまった問題になっていると思います。これは、土地改良事業というものをこれからさっき言いましたように効率のいい土地改良をしてやっていこうというふうな部分での事業でございますので、条例からちょっと離れてしまったご質問かと思えますけれども、現状は認識しております。

以上です。

(菅野) そうすると、どこが答えるのか知りませんが、この鴻巣市営土地改良事業というのはいっぱいあるわけですよ、今。45年前から土地改良区というのは……このあれにも選挙がどうのこうのって載って、補助金も出ているではないですか。土地改良区って出ていますよね。ですから……

(委員長) 菅野委員、これこっちのこの条例、これに関しての質問で、それはまた違うところでやったほうが良いと思う。

(菅野) そうか。土地改良区そのものが必要ではなくなっているのではないかなとずっと……

(何事か声あり)

(菅野) そうにはならないのですか、今の農政ですと。

(委員長) ここだと文言の問題なので。

(菅野) 文言だけ。

(委員長) うん、ここはです。

(菅野) そうか。あるものだから、それを延ばすのだよということで。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）土地改良区は、元荒川上流土地改良区、足立北部土地改良区、箕田土地改良区という形で、3土地改良区が鴻巣の管理区域の中ではございます。実際必要ではないと、いろいろ言葉はあれなのですけれども、いわゆる土地改良事業も土地改良区の目的に従った状態でいろんな事業を展開しておりますので、それぞれの立場での団体としての活動は粛々とやっておりますので、それらの報告とか、また総会等も私たちも出ておりますので、事業の進捗あるいは現状の問題については認識しております。

以上です。

（菅野）最後、では今回の改定で、では先ほど言ったと同じように60日が90日になるから不服審査がしやすくなるのだよという点だけの改定以外の何者でもないわけですか、今回の改定は。ほかに何か農家のやる人がそれなりに今回の改定でよりよい方向になるという面がどこかにないのかお聞きします。日にちが延びるだけか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）条例の説明を最初にしたかと思うのですけれども、行政不服審査法の全部改正がされたということで、本年4月1日より施行されるというふうなことの中で、いわゆる市税条例の中で土地改良事業の第3条が入っているわけなのですが、土地改良事業につきましては審査請求の期間が20日から改正後の行服に準じた三月というような形になっておりますし、10日間での異議申し立てを受けたときから決定しなければならないというふうなことですので、これはいわゆる他法との関係から準じた改正になっておりますので、いわゆるそれぞれの条例の意味合いからして改正を必要とするものでございますので、いわゆる土地改良事業に関しても市民税関係との行政不服審査法との条例の一部変更に準じた形の改正をお願いするものでございます。

以上です。

（菅野）この4で、委員会は審査申し出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならないとなっておりますけれども、どういう状況で反論が出る可能性があるのか。今まで反論なんて出たことがあるのか。20日の範囲で出せないという返事かもしれませんけれど

も、そうすると市長は今後どのように対応するのでしょうか、もし出た場合。

（市民税課長）審査申し出委員会は、審査申し出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない、これ今回条文に新しく入っているわけなのですけれども、以前からも市長に反論書というのは提出しておりました。ですので、この条文を整備、条文の追加をただけですて、内容的には変わってはおりません。

以上です。

（菅野）市長はどう対応したのかって聞いているの。そこまで答弁してください。

（市民税課長）事務局から弁明書を提出して、申し出人から反論書が提出されるわけなのですけれども、その反論書につきましては原課である資産税課のほうへ反論書が出されるという形になります。

（菅野）資産税課は税金をかけない。

（資産税課長）固定資産の評価委員会という別組織がございますので、それで事務局が私たち資産税課、遠い昔は資産税課にあった時代もございます。ただ、審査の独立ということで、その前からめていたりして、そのまま資産税課が受けて、それをやると申立人のほうは言いくるめられてしまうとかって、そういうこともありまして、事務局を市民税課さんのほうに移して、そちらが審査委員会ということで申し立ての受理をしまして、委員会ですから、それを市長に報告しまして、うちのほうが弁明書、まず1回目、申し立てに対して、それをこの事務局のほうから市側に受け取って、弁明書を出させていただきます。それは、市長から私たち固定資産のことをやっていますので、資産税課が弁明書をつくって、相手の言い分に対してこういうことだということで評価委員会のほうに戻して、それをまた申立人のほうに出しまして、その弁明書を見て、市はそう言っているけれども、この反論がこのことは違うのではないかということで、また申立人のほうからその反論書が来まして、それをこういう反論が来ていますということで、またそこでうちのほうがまたそれに対する回答、最終的にはそういうことをやって折り合いつか

ない場合、最終的には評価審査委員会の委員さんにこちらの言い分、相手の言い分を勘案していただいて裁定をして、棄却であるとか、うちのほうに是正しなさいと、修正しなさいとかという決定はあくまで審査委員会のほうから来るということで、うちのほうは市長の固定資産税をたどって管轄している事務部門、こちらは評価委員会の市民税課さんのほうは事務局ということで独立、委員会と市長のほうは独立というか、別個になっていますので、その辺でやりとりをさせていただいて、幸い先ほど言った2件はうちのほうの弁明が評価委員会の委員さんのほうに認められて、適正な価格であるということで棄却という通知が出ているということでございます。

(菅野) 棄却ではなくて、もっともだよということで、それなりに評価額が変わったことというのはあるのですか。では、いろんな意見が、反論書が認められていたのなら。ない。ほとんど棄却になってしまう。

(市民税課長) 今までの経緯を幾つか、何年か前まで見てはおったのですけれども、おおむね……5年間ですけれども、事例はなかったということでご了承いただきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鴻巣市企業誘致条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 続きまして、議案第28号 鴻巣市企業誘致条例の一部改正でございますが、この条例の改正理由でございますが、今回国が策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や政策5原則を踏まえまして、鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策、商工業の振興の中で、企業の立地、既存企業の継続経営、雇用の創出を意図として組み込んでおりますことから、平成23年10月1日から市内に事業所を設置する企業に対しまして、必要な優遇措置を講ずることで企業誘致の促進を図り、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る目的で条例が制定されましたが、当初の目的である企業誘致、特に企業立地新設が図れず、平成25年度から平成27年度までにこの条例を適用した企業は8社でありました。今回の条例の一部改正では、従来の既存事業者に新たな事業展開を促すとともに、市外から新たな産業を呼び込んでいくことが必要であることから、従来からの上下水道加入金相当額奨励金、下水道事業受益者負担金等相当額奨励金、太陽光発電設備設置奨励金、太陽熱温水器設置奨励金等を廃止いたしましたして、新設、増設について上限額を1,000万円とし、雇用関係での新規雇用者1人当たりの10万円の交付金を30万円とし、上限額を900万円とするものでございます。企業に対しましての優遇制度の中でも雇用機会の増大につながっていない可能性が高いことから、雇用の創出に重点を置くことで今回の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) このように条件を変えることが企業誘致につながるという確信がどういう事例から出ているのか。例えば経済事情とか、人口の流動とか、もうかる企業の状況とか、どういうところからどういう企業を誘致しようとして、こういう改定になっているのでしょうか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際条例が制定されまして、実際に23年の10月から条例制定されまして、いわゆる条例適用した企業につきまして8社というふうなご説明させていただきましたけれども、いわゆる企業立地というふうなことになりますと、新たな企業を呼び込むというふうなことの問題もあると思いますけれども、現在鴻巣市で抱えています工業団地的な工業誘致すべき工業団地の土地の問題等もいろいろあるかと思うのですが、今回改正に至る経緯につきましては、今国が策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、いわゆるその中で鴻巣市の総合戦略をつくっている中で、商工業の振興という部分で、いわゆる既存の企業の継続経営とか、雇用の創出を意図として取り組んでいきますよというふうな形で現在総合戦略のほうの策定を進めている状況の中に、うちのほうとしますとこの条例を抱えている中で、いわゆる今後におきます本市の産業の振興とか、雇用機会の拡大を図る目的で今回の改正に至った状況でございます。

以上です。

(菅野) 現在鴻巣の工業団地の土地の問題というのは、具体的にどこを指さしている部分があるのでしょうか。工業団地というのですから。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際合併いたしまして、川里工業団地的な部分ではエリア的には各都市計画法上で決められた工業区域という区域がございますが、いわゆる現在私どものほうでは川里工業団地と吹上のミニ工業団地というふうな形で認識はしております。

(菅野) 道路の問題とか、周りにある関連企業の問題とかがあると思うのです。あとは具体的に企業が進出するのに有利な条件というのはどういうふうに捉えているのでしょうか。例えば労働者がどれぐらい張りついているかとか、近隣にある資源をどう使えるかとか、そういうのと相対的に考えないと、これは安易に既存の企業が規模をふやしたりとかはならないと思うのですけれども、具体的に目に見える方向性というのはどこら辺までつかまえてこの数字が出ているのでしょうか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) ご質問の具体的な方向性あるいははどう考えているかというふうな部分でございますが、いわゆるこの企業

誘致条例そのものが当初制定されたときにはやはりぼんぼん、ぼんぼん企業立地というふうなことで企業を呼び込んで市の状況もいい方向に向けるというふうな部分で条例を制定されているかと思います。実際に県内の市町村の企業立地の優遇制度なんかもいろいろあるのですけれども、問題はやはり土地になってくると思いますし、ただそうはいっても現状の企業等もいわゆる倒産をして、どこか行ってしまうというふうな、転出してしまおうとかというふうな部分を食いとめていくために、既存の企業の制度等で増設とか、そういった部分についての条例も今現在の条例で適用というふうな形をしておりますので、やはりその辺のPRとか何かいろいろな部分の問題も課題もございますけれども、とにかく現在の厳しい状況の中では既存の企業が努力をされて、ある程度利益を得ることでその辺の規模を拡大したりとか、そういった部分での問題を、撤退を食いとめる中で既存企業のほうの増設とか、そういったものやっいていくような形での条例対応というふうなことを考えております。

以上です。

（菅野）具体的に例えば花だ、人形だ、あと鴻巣は花と人形ではなくてプラスチックと運送業のまちとも言われていますよね。事業高で言うと花と人形ではなくて、プラスチックは中央化学があるからなのでしょうけれども、プラスチックと運送のまちと言われている状況の中で、既存の経済状態を抜きにどこかからか夢のように何か飛んでくるとは思えないのですよね。また、ある意味では視点を変えて、人間を大切にす施策を打ち出したら、いわゆる企業が来るとい、そういう面もあるかもしれない、いろんな各地の状況を見ると。それか新技術を鴻巣で産業化すると、目をみはるような。そういう何か今の現状でこの数値に値する……それなりの評価があって数値が出ていると思うのです。水道をやめるとか、100万を300万、900万までにするということは。どういう方向性が考えられるのか、今の状況で。この金額の根拠があるわけですよ、きっと。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に既存企業での問題の捉え方なのではございますけれども、いわゆるちょっと資料的には古くなってしまうの

ですが、平成22年当時に3月決算というふうな形で企業数を確認したものがあのですけれども、そのときに492社、これが従業員20人以上の今菅野委員さん言われたように運送業とか技術的なそういった関係、製造業とか、そういったものも企業も含まれていまして、それが29社あったというふうな形になっております。その辺の企業につきましても、いわゆる敷地面積が1,000平米以上、なおかつ工場としての床面積が500平米以上というふうな条例上の適用の部分での会社がどのくらいあるかというようなことも調べてあるのですが、その当時鴻巣市内の会社では16社が該当していたというようなことで数字的には残っております。ただ、今委員言われましたように新条例の適用の企業についての目標はどうかというふうなご質問なのですが、実際には具体的に数字でのいわゆる今回条例適用した会社につきましての固定資産税相当額を2年、3年というふうな形で制度としては措置を講ずるような形の条例になっておりますけれども、実際に金額につきましては最大1,000万というふうな形の上限を設けたことによりまして、大体の企業がやはり大きな会社でも大きく設備投資する会社は相当の何千万というふうな形でやられて、何億からというようなことで、実際に固定資産税相当額も何百万というふうな、何千万と納めていただいている企業もございますけれども、その辺の部分でやはり増設とか、あるいは新設を図っていくというふうな形で今回の条例が呼び水となりまして、より多くの企業が立地に向けて鴻巣のほうに進出をしていただくような形で産業振興課としましてはその辺の問題が図れるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

（菅野）そうすると、どういう会社が進出したがっているかとか、どういう業種が鴻巣に適合して進出してくれるかという情報をどう集めて、いわゆる営業ですよ。何でも仕事は営業ですから。鴻巣市がそれを、営業といたらなんですよけれども、鴻巣に引っ張ってくる、そういう方策があるのか、する気なのか。制度だけ決めても鴻巣だけがやっているわけではないですから、なかなか宣伝になりませんよね。これを有効な施策にする、これというのがありますか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に条例を施行しましてから新設の企業が5社ほどあります。実際にその5社につきましてもほとんど従来からある企業なのですけれども、ある程度企業の中でも親会社と子会社というような部分で独立採算を持っている企業というような形で、新設としての企業誘致の奨励金対象にした企業は5社ございました。実際にその辺で新たに今委員言われるようにどうその辺を進めていくかというふうな部分で、いわゆるPRとかその辺の問題なのですが、非常にやはりうちのほうとしてもその辺の企業参入を図っていく上でどうしたらいいかというふうな部分での問題もございますけれども、今回いわゆる圏央道が開通したことによりまして、その圏央道の開通によったことの関係する自治体等がいわゆる促進同盟とかというような形でかかわっている自治体がございます。その辺の自治体との今回何か記念誌を発行するとか、いろいろ都市計画課のほうの関係になってくるのですけれども、その辺の関係自治体ともホームページとか、あるいはそういう情報誌を通じまして各関係機関のほうの企業誘致の関係につきましての状況をちょっと冊子に、あるいはパンフレットの的なもので流すというふうな話も聞いておりますけれども、非常にこの辺も企業の個人個人の会社のほうの方針等もございますので、行政側としますとなかなか一本釣りとか何かする形での問題は非常に厳しい問題もあると思いますので、その辺につきましては極力何かの形でPRができるような形を考えていきたいと思えます。

以上です。

（菅野）最後に、部長にお聞きしたいのですけれども、私いつも大型開発やめなさいと、もう議員になってからずっと毎議会、再開発に時間を使っているわけですけれども、お金の使い道でもっと庶民の懐が温かくなって、支出が減れば収入がいっぱいふえなくたって税の使い道でいいわけですね。庶民が幸せに暮らせるというのが必要だと思うのです。歳入と歳出をどう使うか。いろんな戦略を労して、ほかと競争して、結局うまくいかないというよりも、出費を抑えて福祉を充実して税を有効に使うというのが持続可能な自治体になると思うのですけれども、どう

も鴻巣の姿勢はそうではないですね。国なりの大型開発にもうどんどん、どんどん血道を上げているわけで、こういうのなんかもなかなか難しい、他の自治体との競争ですから。競争ではなくて、よく長野あたりが小さくても輝くまちというのをやっていますよね。例えば栄村なんかは、田起こしとって、田の区画整理とか何かそういうのも農家の方自身が行って、農家の懐にお金を入れるようにするとか、お金をどう循環するかとやっているわけで、そういう方向で税の使い道を変える中にこれが入らないかと思うのですけれども、いかがなものですか。言っている意味があれですけれども、部長に。

（環境経済部長）まちの方針というか、大局的な議論になるかと思えますけれども、まちの進むべき、皆さんの税金をどういうふうに活用させていただくということ、私も開発のほうを経験させていただいておりますけれども、やっぱりまちに人が必要だと思うのです。それは、人がいると消費が生まれる。人が生きていくには何らかの消費をしないといけない。酸素も消費ですけれども、いろんな食物もそうですし、いろんなことで経済というものがそここのところに備わってくる。そういった中で、まちがやっぱり元気になっていくというのはある程度人が必要、そして集まるようなまちという形態も必要ということで、開発はその意義があると思えます。それと、皆さんが鴻巣のまちということで幸せかということは、市民アンケートの中でも年々数字が上がってくるというような状況は見ていただけます。それぞれ幸せ感、幸福感というのは尺度が違うと思えます。感覚の違いというのはどういったところで、やはり福祉のほう充実したからいいね、それともお買い物便利だからいいねとか、工場があるから働き口があるからとか、自然があるとかいろんな価値観がそれぞれあるかと思えますけれども、そういった価値観を皆さんがやっぱりバランスよく整えていくというか、鴻巣市としてやっていく。当然開発も大事ですけれども、福祉も大事、子育ても大事、そしてお年寄り、高齢者に対する対策も大事だと思います。そういったものを全体的にバランスをとってやっていくということが必要かなというふうに考えます。これとって具体的な答弁にならないかと思えますけれ

ども、概念としてはそういう気持ちで私は職務に臨んでいるつもりであります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)



(開議 午後 1 時 01 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光戦略課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(観光戦略課長) 午前中の質疑の中で、羽鳥委員から花久の里の会議室の稼働率ということでご質問ございました。確認しましたところ、26年実績で60%の稼働率ということでしたので、お答え申し上げます。以上でございます。

(委員長) 字句その他の整理については、委員長に一任願います。

それでは、28号の質疑に入ります。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(羽鳥) では、1点ばかりお伺いいたします。現行においては、奨励金のほうが4つございました。上水道加入金相当額奨励金、下水道事業受益者負担金等相当額の奨励金、そして環境において太陽光発電設備設置奨励金と太陽熱温水器設置奨励金があったのですが、これをなくした理由について伺います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 従来の奨励金4つがなくなったとか、その辺の廃止した理由でございますが、先ほど私23年の10月から条例制定した中で8社の条例適用がございましたけれども、実際にこの上下水道と太陽光と太陽熱温水の設置奨励金についての対象といたしました企業はなかったものですから、いわゆる制度的には時代に合った制度というふうな形で条例は制定されていたようなのですが、この条例の中で設置奨励金と雇用促進奨励金を対象とした企業がございましたので、過去の条例の制定した状況を見まして、この4つにつきましては条例から外した状況でございます。

以上です。

（羽鳥） 答弁にもございましたように、やはり太陽光発電と太陽熱温水器、この2つの奨励金、将来性が非常にあると思ったのですよね。ですから、これをもうちょっと末永く様子を見るという形で奨励金を残そうという考えはなかったのかお聞きをいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 実際にこの条例の見直しの中で、事業課といたしましてはその辺の時代に合った奨励金等でかなり優遇的な形では条例の中で設定はされていたようなのですが、実際に本当にこの会社そのものが将来にわたってこういう奨励金対象としてやっていくという設備投資の中で考えられる奨励金になるかと思うのですが、今回につきましては施設設置奨励金と雇用促進の奨励金のみというような形で条例を改正させていただいた状況でございます。

以上です。

（羽鳥） もう一点、上水道の加入金と、あと下水道事業の受益者負担金等の奨励金もあったわけなのですが、この2つは実際に使われていたわけですよね。それを考えると、これも排除してしまった理由というのを改めてお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 実際にこの条例の過去に実績がある8社でございますが、新設5社につきましてはその辺の形で新たに進出してきます企業等につきましてはかなり上下水の関係というのは必要なものでございますので、上水道あるいは下水というふうな形で工場を設置していく上では必要なものとされるのですが、この新設5社につきましてもいわゆる既存の企業がある中で、その会社、メーンの大もとの会社はあるのですけれども、その会社から独立しているような会社というふうな形で5社ほど奨励金対象になっているわけなのですが、非常に先ほど私説明いたしましたように新たに工業団地の中の更地の中に上下水完備されていないところに立地をしていくというふうな進出企業でございましたらこの奨励金対象になる状況なのですが、実際に現状ではその辺の取り扱いができる状況でのことが考えられないというふうな形で、この奨励金につきましては削除させていただいた状況です。

以上です。

（羽鳥）最後に、この4点の奨励金がなくとも今後の企業誘致に関してはそれほどの支障はないという判断でよろしいのですね。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）今回条例の一部改正をお願いした本来の問題は、やはり今回の創生総合戦略の中で既存の企業が転出しないうちで、既存の企業と、あるいはそういった形で新たに企業等が進出した場合にも設置奨励金とか雇用促進奨励金で十分対応ができるというような考えの中で一部改正をしたところでございます。

（金子）初めに、施行期日ですけれども、これは28年の10月1日ということでもありますけれども、これ何か今回決めて決定した後には準備が必要だということで、10月1日の施行ということでもよろしいわけですね。その点お伺いします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）金子委員さんが言われたように、今議会で可決していただいて、いわゆる周知等のこともございますので、いきなり4月というわけにいきませんので、周知期間6カ月置いて、10月からというふうな形で適用をお願いしたところではあります。

以上です。

（金子）今回の適用を見ますと、先ほどなんかの省エネについては削除されたりいろいろしてありますけれども、非常に何か企業誘致としては今以上によりよい条件かなと思うのですけれども、よりよい条件でしたらば4月1日でもいいかなと思うのですけれども、やっぱりそれは準備期間が必要ということなのではないでしょうか。お伺いします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にこの企業誘致条例にかかわる奨励金の関係につきましては、個々に会社の方等がご相談に見えまして、窓口で対応させていただいている状況の中で、いわゆる固定資産税相当額というふうなものを対象にしておりますので、いわゆる時期的にすぐにすぐというふうな部分の、金子委員さんのほうのおっしゃることもわかるのですけれども、やはりこういう条例が可決されましたというふうなことの中で、いわゆる半年ぐらいにつきましては、今現在相談に来ている会社等もございます。この制度が一部改正になりますと、いわ

ゆる従来の制度がなくなるというふうな部分もございますけれども、一応日々の相談業務の中で会社等の方が見えて、その辺を周知していくのには半年ぐらいが必要かなというふうな形で、6カ月間を見ておる状況でございます。

以上です。

（金子）この条例ですけれども、平成23年に条例が制定されたわけですが、それから4年強ですけれども、たつてということで、今回改正ということがございますけれども、当初この今の条件でということ目標設定されたかと思うのですけれども、これについてそのときの企業数、現行は8社ということをお聞きしたのですけれども、それ以上に見込んでいたけれども、ちょっと少なかったということで新たな改正ということがございますけれども、いろんな面で総合的に判断されたと思うのですけれども、当初どのくらいで企業数を見込んでいて、どういう企業を誘致をする目的でということであろうというふうな条例を制定されたか、ちょっと確認ということでお聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）目標についての条例制定のときの問題なのですけれども、私のほうで調べた関係によりますと、平成19年に国の取り組みといたしまして地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることとして、あらゆる産業集積の形成とか活性化を目指して企業立地促進法が平成19年に成立されたというふうなことを捉えまして、これを受けまして埼玉県と圏央、外環道路周辺の関係自治体では、先ほど私言いましたけれども、埼玉圏央道と外環道のゾーン基本計画を作成したというふうなことの中で、埼玉県のほうでは企業誘致施策として企業誘致大作戦とか、チャンスメーカー埼玉戦略とか、いろいろそういう事業を展開しているというふうなことで、積極的に企業のほうが参入をしていただけないかというふうなことで、本市におきましても県あるいは近隣自治体等と同等の企業誘致条例を制定しているわけなのですが、数等どのくらいな規模かというふうな、企業数がどのくらいかと、隣の北本市さんみたいにある大きな会社が来るとかということであれば積極的にその会社と導入に向けての話ができるかと思うのですが、具体

的なそういう企業の数については、ある程度1社でも多く企業進出をしてほしいというふうな目的があった条例では制定しているかと思えますけれども、数については把握していない状況になっているかと思えます。以上です。

（金子）というのは、今回改正ということでございますけれども、8社というのがちょっと企業数は設定されていなかったということでありましてけれども、少ないのではないかというふうな判断のもとということに改正ということで踏み切るのかなとちょっと思われましたので、企業は誘致が多ければ多いほど、それは市のためにもなるかと思うのですけれども、わかりました。

では次に、今回の改正ですけれども、この時期にということでございますけれども、ほかの市とかと比べると、この条件的なものというのは非常に特色のあるものとか、ほかの市町村並みということで捉えていいのか、ちょっとその点をお伺いいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に県内の状況でございますけれども、条例を制定している市は17市ほどございます。町等については、15町、町はあるのですけれども、条例のほかに条例に基づかず要項設定をされている自治体もございまして、要項設定されている市が8市ございます。制度の内容としましては、おおむね20市ほどはやはり本市と同じような3年間固定資産税相当額を助成するというような形で取り扱っている状況が多いです。実際にはほかの市ではやはり違う市では対象事業経費の一部を補助しますよと、工場が進出したことによって会社等の設備投資したことの対象事業経費の何%を補助しますとかというふうな実施している自治体もございましてけれども、ほとんど固定資産税相当額を助成している市がおおむね多いというふうな中で、多分鴻巣市も近隣自治体と同じような形で条例を制定されているかと思えます。実際ですからその辺、それぞれの県内の状況を見ましても大体固定資産税相当額3年というふうな部分の市が多いのですけれども、やはり今非常に財政的にも厳しい状況の中で、いわゆるそういった問題もそれぞれ限度額が定められているのですが、自治体でもさまざまな限度額が設けられて

いる中で、やはりその辺今回うちのほうも限度額を1,000万というような形で他市の状況等も勘案しながら一部改正を図ったところです。

以上です。

（金子）他市に倣ってというふうなものが感じられたのですけれども、企業を何か誘致するのにうちのほうが特出した何か利点とか、目玉があればそれについて食いついてくるのかなとか、ちょっと言い方変ですけども、いいのではないかなというふうに思われる企業さんもあるのかなと思うのですけれども、その点は今後についてはどうでしょうか。そういうふうなお考えはございますでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）今回条例をつくっている自治体の中で、草加市さんがやはりうちのほうの鴻巣市と同じように賃貸関係で貸した場合にも固定資産税相当額というふうな部分で優遇措置を講じている自治体が県内ですと鴻巣市と草加市があるのですけれども、草加市のほうに状況を確認しましたところ、やはり増設とかその辺の対応での適用した案件はないというふうな状況でございます。多分23年当時に条例をつくる時にもその辺の他市の状況なんかを確認しながら条例制定しているかと思うのですが、本市と草加市の場合は増設が拡張である程度企業が持っているところを拡張した場合の増設等につきましても対応するというふうなことで、その辺につきましてはかなり他の自治体にはない条例というふうな形でつくられている状況でございます。

以上です。

（金子）今回の改正で非常に誘致がまた条件としてよくなっておりますので、誘致数がふえればいいと思うのですけれども、今後についても、この改正後について、スパンでいくと何か4年ちょっとで今回改正ということで考えると、今後についてはそのような動きということで考えると、やはり4年か5年ぐらいを見てと、将来的なものということで。というのは、余り上限とか、あとこの条件が非常によく有り過ぎてというのではないのですけれども、天井……多くなつては困りますので、そういう点どのくらいの年数を目標に……ずっとこのまま続けばいいのですけれども、年数的にこの改正のもとに動いていかれるのか、ちょっとお聞

きしたいのですけれども。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 実際に23年に制定された条例をこの28年度というか、改正というふうな部分なのですが、実際に今委員言われるように4年ぐらいをとというふうなことで年数を目標にどのくらいかというふうなことなのですが、非常に今回一部改正の私が最初提案理由の中で申し上げましたように、今回まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうなことで雇用の面につきまして非常にウエートを置いているという部分もございます。実際には市長のほうも施政方針の中で、いわゆる市内の方が地元の企業に働いて雇用創出を生み出すのだというふうな部分で、奨励金につきましてその辺のこの問題として実際の10万円の金額をアップした状態で、なるべく地元の方々を地元の企業で働いて、市のそういった形での活性化に結びつけるというようなことで考えた中で一部改正でございますので、時代がどうなるか、いわゆる4年後、5年後どうなるかわかりませんが、やはりこのまま新たな企業進出ができない場合には増設等も対象となるというふうなことでございますので、非常に他市に流出する企業を食い止めをするという、留置というふうな言い方をしているようなのですけれども、企業留置というふうなことでほかのところに行かず、鴻巣の企業としてそのまま営業努力をして継続をしていただくというふうなことの部分の目的もございまして、今回その辺の部分の一部改正の中で含まれてありますので、申しわけないのですけれども、よろしく申し上げます。

（大塚） 現行の条例に関してであります。新設が5企業、それから増設、増改築というのですが、それが3企業ということで、八つの企業が該当したという答弁がありました。例えば現行の条例の中で、その八つの企業さんはこの条例を十分理解をされ、交付要件に見合ったということになりますね。そうすると、その八つ以外のところでこの条例を見て、少し物足りないとか、いわゆるこれに満足することがなくてやむなく鴻巣への進出を取りやめたとか、もうちょっとのところまで来たのだけれども、この件が要因の一つで誘致に至らなかった、来なかったということは過去にあったのかどうか、それはいかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）非常に難しいご質問なのですが、いわゆる条例等につきましてはある程度この目的がございます。やはり本来鴻巣市に進出していただきまして、いろいろな形での企業活動をしていただくということが問題があると思えますけれども、やはりこの条例等でほとんどの企業等につきましては今ホームページである程度の市の優遇措置とか条例とか、その辺の問題につきましては見られる情報提供はさせていただいておりますので、その辺につきましてはこの要因で実際、私先ほど県内の状況等についてもご説明いたしましたけれども、ほとんど内容が変わらない状況での条例制定がされておりますので、実際に限度額は多少なりと違う部分での自治体の取り扱いが違う部分がございすけれども、企業立地していく上ではやはり交通の問題とか、いわゆる圏央道の問題とか、今度上尾道路の延伸とかがございますので、その辺の状況によってはかなりまたそういう企業が進出されるというふうなことも考えられますので、その辺について現状では今条例がどういう形で企業が捉えて考えているのか。実際に相談等は、電話相談等は受けている、担当のほうではどういう制度なのだというようなことで受け答えしている部分もございます。実際にはですから、会社のほうもその辺の状況あるいは条件等を見据えて考えている会社もあるかと思えますけれども、実際にはこれでは物足りない、あるいはどうなのかという部分につきましては現条例を適用していただくしかございませぬので、市としては説明の中ではこの条例の適用範囲をご説明している状況でございす。

以上です。

（大塚）なかなか見えないところでありますので、恐らく難しいとは思いますが、今の答えを含めて、ではしからばどういうふうな鴻巣のカラーを見せれば鴻巣に来て業をなす、いわゆる職場をそこに鴻巣に求めようとか、いわゆる企業誘致ですね、まさに。それは、金子委員からも指摘ありましたけれども、やはり鴻巣らしさ、ほかにはないものをここで見せないと、どこでもいいやということになってしまう可能性があると思うのです。強いて言うと雇用促進奨励金のほうは、いわゆる交付金

額、交付額でいきますと今回3倍にしてありますね。これも一つの目玉ではあるかなと思うのですが、これもう少し上手に宣伝といいますか、これに満足することなく、私はもっと早いタイミングで見直しをしながら、常に時代とともに歩む、逆に言うと一歩先へ行くような姿勢で企業の皆さんに鴻巣のよさをPRしないと、どこでもいいや、道路の状況はどうなの、ほかの条件はどうなのかということを考えるすきを与えないような、そういった姿勢、考え方が今後必要なかなと思います。今回は一歩前へ出た条例改正ですので、これはこれでよしとして、今後そういった鴻巣らしさをアピールするには当然手間も、ある意味お金もかかるかもしれませんが、早目に手だてをするというのが本当に必要なことのように私は感じるのですが、あえてもしお答えがいただけるのであれば部長さんのほうからその考え方として、他市がやったからやったではなくて、鴻巣が常に先へ行く、先をやるという、そういった姿勢についての考え方があればお伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

(環境経済部長) 鴻巣市らしさということですが。まさに今国の音頭取りもありますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで地方を活気づけなくてはいけないというのが国の施策、そこに呼応するかのように鴻巣市としても、これは今策定しているのが鴻巣市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、鴻巣市だからできることとか、鴻巣市ではこういうことだということで、今まとめつつあるところです。当然そこにも基本目標の中にまちのにぎわいと活力をもたらす産業基盤の充実したまちづくりという項目がありますので、そこには事業所の経営をアップするとか企業誘致、留置の推進、また創業の支援とかあります。こういったことは、やはり国の制度が出てきたわけなので、それで支援事業も幾つか見受けられます。そういったものをやっぱりタイミングよく、タイムリーに生かしていくことが必要かなと思います。そういったことで交付金の中で補正予算もありましたので、そういった中ではこのチャンスを捉えてやっていこうというようなことで動いております。一つの例では、やはり議会の中でもありますけれども、道の駅というのがいろんな面で、観光面でもあるし、地域の振興という面でもあり

ますので、鴻巣市がおける位置というのですか、17号の中の、またバイパス上尾道路のクロスポイントと、また大きな基幹道路になる圏央道とか、両方の高速道路に自動車専用道路に近いといった立地条件などを見出して取り組んでいきたいというふうに思っております。

（大塚）国の制度だとか補助とか、そういったものも確かに重要だと思うのですが、もう何年もたちますけれども、鴻巣市で打ち出した例えば15歳まで医療無料化、もう独自の事業、オリジナリティーあふれる事業でしたよね。結局それがあって話題にもなったし、もう今は正直言って遠い昔みたいな部分もありますが、他市がその例に倣ってどんどん、どんどん来たわけですね。私は、この事業、企業誘致に関してもそういった一歩先行くような手を打てるような方向で進めるべきということで、今後注視していくことをお伝えして、質問を終わります。

（加藤）私からも1点確認をさせていただきます。今回の条例改正の中で、ポイントといたしましては、1点目でまち・ひと・しごと創生戦略の流れの中で雇用についてを重点的にという視点と、もう一つはおっしゃっていたのは流出のリスクの軽減、こちらも図っていきたいということだったと思います。そんな中で施設設置奨励金につきましては、縮小していく形に結果的になります。一方で、雇用促進奨励金というものをちょっと膨らませて、そういった誘致の環境をよくしていこうということだと思うのですけれども、この雇用促進奨励金のところが10万円から30万円、そしてまた300万円から900万円、これは1回限りですけれども、財政的な面でもいろいろ考えてというご発言があったものですから、そのところで施設設置奨励金で、ちょっと表現としてはわからないのですが、けれども、浮いた分というのを雇用促進奨励金のほうに充てるとしたときに、それがイーブンでいく形なのか、もしイーブンでないとしたら、他の自治体と比べてうちはストロングポイントを持たせるためには10万が30万ではなく、若干もうちょっと上乘せというのも考えられなくもないなと思っております。ただ、財政上厳しいということであれば、そこをまずお伺いしてから、その30万であったり、900万円というのをどう考えるかをちょっとまたお話ししたいと思うので、まずはその財政上この

やりくりのところがどんな感じになっているのか教えていただきたい。
どのように推測している、予測しているのかをお伺いしたいと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に今回の条例改正につきましては、企業転出、撤退防止の効果はあるというような考えで改正しております。実際に事業所のいろんな企業の問題もあるかと思うのですが、実際に厳しい現状の中で、企業の方々につきましても事業の規模を縮小せずに、規模拡大を図っていくというふうな部分では新たに事業所を増設とか何か、その辺の規模を縮小せずに事業所の全部をほかのところの自治体に移さずに、現状の敷地で増設とか、そういった部分では企業転出防止の効果が図られている状況になるかと思えます。その中で委員言われるように雇用促進奨励関係とか、転出の部分、実際には上限額を1,000万というふうな部分と、ストロングポイントというふうなことをおっしゃいましたけれども、実際に雇用促進奨励金関係につきましても10万円から30万円というふうな部分で、50万円を出している自治体が熊谷市さんとか幸手市さんが2市ほどあるのですが、実際30万、20万という部分で奨励金を出している自治体がほとんど鴻巣市と類似団体、類団で似ているような自治体がありますので、その辺を参考にさせていただいている部分もございます。実際に過去の事例から申し上げますと、かなり設備投資あるいは事業をいろいろ大規模にやっていく企業ですと、非常に新設を図ったことでいわゆる固定資産税、家屋の固定資産税とか、その辺の部分もすごく次年度につきましては課税の部分で膨れ上がる部分もあるかと思うのですが、その辺につきましても実際見直しをいたしまして、1,000万というふうな部分での上限額を設けたことによりまして、多少なりと雇用促進に結びつく部分としての奨励金を優遇して従業員の方のそういった形での雇用促進を図るといふ部分で見直しをさせていただいた状況でございます。

（加藤）お答えの中で、私の質問の財政上の分析、施設設置奨励金のほうが上限が加わるということでございますので、雇用促進奨励金のほうで違う形のストロングポイントを設けたようなものだと思いますので、トータルとしてどんなふうに分けられているかをお答えいただければと

思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際に企画部とこの条例改正につきまして、現状での奨励金等の、奨励金、いわゆる固定資産税相当額につきましてでも試算をしております。実際にこのまま3年間優遇措置を継続あるいはこれから適用していくという企業もございますので、その辺どうなのかというふうな部分で、一応は試算しております。ただ、それぞれの企業の固定資産税に基づく優遇措置でございますので、何千万、何百万というふうな数字になるところを、いわゆる28、29、30年度、これからの年度につきましては大体上限1,000万というふうなことを想定したことによりまして、大体今現状での適用を受けている企業が4,000万、3,000万というふうな形で推移していくというふうな形での試算はしております。この上限1,000万というものを制定しない旧来条例を適用していきますと、かなり今私言いましたように4,000万、3,000万というものが逆に1,000万以上の設置奨励金を出すことによって固定資産税相当額も上がってしまうということで想定しておりますので、財政当局のほうとの分析も30年度までは現状での数値はどうなのかというふうな部分で試算をしております。

以上です。

（加藤）それでは、最後なのですけれども、むやみやたらと財政を出動させるといっても限界があるということは感じております。一方で、どうしても自治体間との競争という側面もあろうかと思っておりますので、やはり引き続き他の様子を見ながら、あとは財政状況を見ながら、この条件というのは鴻巣にとっていい形を模索し続けるという考え方もよろしいでしょうか。そういう考えでよろしいでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）加藤委員がおっしゃるとおりだと思います。やはり財政上の問題ということで、非常にやはり企業が進出することではいい部分もあるのですけれども、いわゆるこの条例適用をするということになりますと、非常に優遇措置的な部分というものが市のほうの支出で出てくる部分もございます、予算上ですとかなり私どものほうでも何千万というふうな予算取りをしていかななくてはならないと

いう部分もございますので、ある程度上限額を設けたことによって安定的という形ではないかもしれませんが、財政上ではそんなに負担にならないような形での推移が見られた財政運営ができるのではないかとというふうな形で考えております。

以上です。

(加藤) 終わります。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 鴻巣市企業誘致条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市営鴻巣駅西口駐車場及び鴻巣市営駐車場パーキング・こうのすとなりますが、執行部の説明を求めます。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) それでは、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についての提案説明をさせていただきます。

これは、鴻巣市営鴻巣駅西口駐車場及び鴻巣市営駐車場パーキング・こうのすの指定管理者としての指定が満了となることから、次期指定管理者として平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、引き続き当該施設の管理運営をサイカパーキング株式会社に委託するものでございます。

今回の指定管理者の更新につきましては、公募とさせていただき、応募

が4社から申請がありました。11月5日に指定管理者を選定するための調査部会を設置いたしまして、審査基準等について審議いたしまして、その後書類審査による1次審査を12月2日に実施いたしました。その後プレゼンテーションによる2次審査を12月22日に実施したところでございます。なお、審査にかかわります採点結果は、お手元に配付してあります資料の2のとおりとなっております。その後1月22日に開催いたしました指名選考会におきまして承認をいただいたところでございます。以上が説明でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 引き続き同じ業者の方がなるということで、点数がどうたらというのは加藤さんが本会議場でやりましたけれども、私思うのですけれども、しょうがないのかなと思うのですけれども、結局マンションに暮らしている人とか、あと要するに稼働率上げるために通勤者にも1カ月1万円とかで貸していますよね。そうすると、場所を好きなどころに、そういう人たちは最初に入れてしまうものですから、買い物の人とはとにかく上のほうでないとあいていないです。2階、3階いつもあれしていて、これはこの人のせいではないのでしょうかけれども、利用しづらい。とにかく何といたってイオンに行くのがいいというのです。イオンに行くのがいいと、平場の駐車場で、駐車場代金も何時間いても取られないし、とにかくイオンにはかなわないと。幾ら指定管理がよくても……

(何事か声あり)

(菅野) 言ったではないって。

(何事か声あり)

(菅野) 木村木材のところか。間違えた。立体ではないのね。そうか。では、終わり。

では、せっかく手挙げたから。失礼しました。あそこは、商店街の活性化のためにということで置いているわけですがけれども、利用としてはどうなのでしょう。採算は別として、商店街があつた駐車場があることで活性化していますか。そこが問題です。意義があるかと。そこは、利用状

況はどうなっているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）商店街の活性化は、ちょっと別にあれなのですけれども、一応パーキング・こうのすにつまましての利用状況でございますけれども、私のほうで、過去3年間の平均になりますけれども、一応利用台数的なものが4万6,033台というふうな形での状況になっておりますけれども、1日平均でございますけれども、185台というふうな数字では出ております。利用料金につまましても580万からの利用料金になっております。総売上高になりますと850万ほどの金額になっておるのですけれども、菅野委員さん言われるように非常にいい場所の駐車場でございますので、ご質問の商店街の活性化に結びついているのかというふうな部分でございますけれども、商工会さん等での問題で、近隣の商店の方々がサービス券等を出している中での利用に関しましてもかなり利用されている、ちょっとした買い物というふうな部分でございますけれども、一応パーキング・こうのすを利用してお買い物等はされている状況でありますけれども、ただ商店街の活性化に結びついているのかというのはちょっとあれなのですけれども、場所的にはいいところの駐車場というふうな部分でありますので、非常に使うのには便利な駐車場になっているかと思えます。

以上です。

（菅野）やっぱり今1日とめて600円とかというのがいっぱいあるではないですか、駅の近くに。本当は商店街以外の人でもそういう何か出かけるときにとめて、安く利用できればというのも思うのですけれども、商店街に限らず、市民が。これ1日とめて600円ではないですよ。1日とめるとどうなるのですっけ。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）午前9時から午後7時までの入庫につままして、1時間は無料というふうな形になっております。実際に8時から翌日の朝6時までの時間帯につまましては、2時間で100円というふうな形態で、1日最大800円というふうな状況での利用制度になっています。

（菅野）商店街のというのが主なのでしょうかけれども、でも大正家なん

かは目の前に駐車場が何台かありますよね。だから、あいているときはそっちを使ってくださいとかと多分言われますよね。そうすると、お店が駐車場代その分払わないで済むわけですよね。だからなかなか、これは商店もそれぞれ少しでも利潤を上げるために考えているのだなと思うのですけれども、これは行政が駐車場をやるというのはかなり税を投下するという思いがないとできませんね。今本当に駐車場ってどんどんできて、ちょっと安いところは1日とめて500円とか何百円と、どんどんダンプングしていつていますよね。西口にもありますし。やっぱりこれはやる意味がありますか。商店街以外に、前パーキングバザールみたいのやっていたではないですか。それもやめましたよね。あれ売れないからやめたのですか。いつも同じもの売って同じやり方ではだめですよね。なぜやめたのですっけ。あのパーキングバザールなんかも結構にぎわっていたのですけれども、せっかく場所借りているのなら新しい考えって、それは出なかったのでしょうか。

（委員長）無理やり質問しなくてもいいって。何か余り関係ない質問。

（菅野）関係ない、これ。

（委員長）どうなのでしょう。ちょっとわからないですけれども。

（菅野）関係あるよ、だって。パーキングバザールしていたもの。あそこでやっていたのだから。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際今回公募というふうな形でプロポーザルをやっておりますので、4社応募あった、それぞれの指定管理の公募で手を挙げた会社さん等にもお話を聞いた中では、その辺のいろんな、菅野委員さん言われる中心市街地でございますので、非常にいい場所だと。今言われたようにパーキングバザール昔やっていたとか、その辺の経緯も知っている部分もありますので、実際に駐車場だけで売り上げをしていくという部分ではなくて、やはり私どものほうの提案もさせてはいただいたのですが、夏祭りとかおおとりまつりとか、かなりイベントがあるときにはあそこが格好の場所でございますので、そこを使って、いわゆる今回の指定管理受けた会社のほうからの提案は、交通安全関係につきましていろんなシステムを持っているという、開発をし

ているということで、市民の方々あるいは子どもさんを対象に交通安全についての何かその辺のものを提供できるとかというふうな部分と、なおかつ先ほど言いましたようにパーキングバザール、昔のそういうちょっとした形のお店の出店等もあったのですけれども、何らかの形で商工会さんのほうにも話はしているのですけれども、地の利を利用したい部分で活用ができるものも何かあるのではないかというようなことの提案はさせていただいております。ただ、それが何がいいかというのがなかなか結びつかない状況の中で、駐車場の利用の中でやっているのですが、その辺はプロポーザルの中で提案あるいは提言をさせていただいております。

（菅野）あそこを利用しているお店というのはどれぐらいあるのでしょうか。私感じるのですけれども、商店街の人に聞くと、元気なのは旧商店ではなくて、いろんなテナントが出している、お店の後、営業外にして、そういうのが元気なのであって、中山道は。旧商店街の方は、自分の商売で食っているのではなくて、不動産を貸したり、駐車場貸したり、そういうことで食べているから、最低限しか残っていないから、もう商売そのものでもうけなくていいから、余り意欲がないのだなんて聞くのですけれども、商店街の活性化と結びついてあれがあると思うので、そこら辺は実際に利用している商店の実態というのはどうなっているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にパーキング・こうのすを利用されている方々のサービス券というものを、商工会を通じて出されている事業者数につきまして、平成26年度の調査になるのですけれども、16業者というふうな数字は把握しております。

以上です。

（菅野）終わり。

（加藤）それでは、1点お聞かせいただきたいと思います。

資料で今回の指定管理者の候補者の選定結果についてをお示しいただいたと思いますけれども、基準があって点数がついているのだと思うのですけれども、比較的20点満点中13点とかというのも出ておりますので、

この辺がちょっと、ほかの会社も含めて、このぐらいだと結構上位になるのだろうかとかふと疑問があったものですから、ちょっと基準について、また前も指定管理のことでお聞きした記憶ありますけれども、どこら辺からが優秀だとか良だとか、そんな感じのものがあるのかお教えいただきたいのと、あとは選考委員さんはどなたがされているのかというのを、その2点お聞かせいただきたいと思います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 議案の第29号資料の2でございますけれども、13点という項目が指定管理者の指定を申請した理由と施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務、情報公開を行うための措置というふうなことで、この数字が他の点数から比較しますと非常に低い点数になっているというふうなことでございますけれども、平均評価点というふうな形で捉えますと、うちのほうでは3.3というふうな平均評価点というふうな捉え方をしております。実際に低いポイントというようなことの内容なのですけれども、いわゆる指定管理者選定委員会の審査要領というものがございまして、その評定審査項目の中で採点が5段階評価のA、B、C、D、Eの5点から成っております、1点から5点までというふうな形のA、B、C、D、Eの配点になっているのですが、1審査委員の満点が5点というふうな形になっております。平均評価点で3.3というふうな形になっておりますので、標準的なものであるというふうなことで、評価とすれば劣っているものの点数ということになりますと1点というふうな形になりますけれども、やや劣っているというのが2点になりますけれども、3.3ということで平均的な点数という形になっておりますので、他の審査項目に比べますと13点という低い点数ですけれども、部会の委員さんの中でちょっと厳しい点数をつけた委員さんがいたという部分もあるのですけれども、普通、平均の数字、平均評価点というふうな形では捉えております。

それと、委員についてなのですが、実際に今回指定管理者の関係につきましては環境経済部がやっておりますので、2部長、私と竹村副部長と観光戦略課長と環境課長が1次審査にかかわっております。2次のプレゼンにつきましては、同じ委員さんプラス教育委員会の学校教育課長さ

んと企画部の副部長さん、総務部の副部長さんの3名にかかわっていただきまして、2次のプレゼンを実施しております。よろしいですか。以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市営鴻巣駅西口駐車場及び鴻巣市営駐車場パーキング・こうのすとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) コウノトリとマイナンバーについて、ふるさと納税について、3つお聞きします。

ふるさと納税以外は、それぞれいろんなところに載せられていますけれども、コウノトリについて、これ基本計画というのにも配られております。先日は、野田市の職員の方を呼んで講演会がございました。私も行きましたけれども、講演会の前の埼玉大学の先生が何かえらい1時間半もかかって、何かコウノトリと関係なかった気がするのですけれども、普通

のそこらで聞いたような講演だった気がしたのですけれども。基金も計上、29ページの830万、それから同じ金額が29ページにもされていますけれども、まず第1項で聞きたいのは、コウノトリの基金今7,000万以上ありますよね。どれぐらいあるのですっけ。幾らになっているのですっけ、コウノトリの基金。

（環境経済部副部長）平成27年度末の基金残高の見込み額でございますが、約7,628万円となる見込みでございます。

以上です。

（菅野）減債基金が1,500万ぐらい利子がつくとって、二十数億ありますから、毎年1,000万ずつ積み立てていくと言っているわけですから、そうすると今年度末の1,000万足すと8,628万になるわけですよね。まだ足していませんよね。足しているのですっけ、これは、1,000万。足していませんね。

（環境経済部副部長）平成26年度末残高が約5,798万2,000円、それに当初予算の1,000万1,000円、科目存置の1,000円足して、プラス今回の補正額の830万円を足しまして、27年度末で7,628万3,000円になります。

（菅野）ということは、足しているということですね。そうすると、一、二年でもう1億になってしまうのです。それで、本会議場で加藤さんか誰かが幾らまで積み立てるのですかと言ったら答えなかったのです。答えないではないのとも言わないで次に行ってしまったのもあるのですけれども、私コウノトリが、鴻巣で野田市の状況聞いてもできないですよ。だって、湿地もない、木もないところで、第一花火やめないとだめです。花火と両立しません。あんな2時間半もがんがんやるのに、コウノトリは静かでなくては、子どもだって大きい声で話してはいけないなんていうのに、私なんかコウノトリのそばだと口あけてはいけないと思っているのに、何でコウノトリなのかと。1億になっても積むのですか。野田は五、六年で放鳥できて、3匹の1匹いなくなったけれども、言っていますけれども、仮にうまくやって野田のように5年でやれるとしたら、1億になったら実際におりつくってやる気なのですか。そういうことどこにも書いていないのです。やるやる、やるやるとか言って、コウノト

りをやるのがいかにもいい自然環境になるようなことは書いてあるのですけれども、書いていないし、花火やめないとできませんよ。そう思いませんか。

（委員長）菅野委員、コンパクトに質問していただけますか。

（菅野）だから、幾らまでお金をためるのかと、そのお金を使っていつ放鳥する気なのかと、花火大会と両立するのかと、この3つ、まず。

（環境経済部副部長）まず、基金の積み立ての関係でございます。目標額というお話でございます。まず、目標額の設定については、設定してございません。コウノトリの里づくり事業につきましては、長い、長期間かかることが予想されています。そのことによりまして、事業の進捗に合わせまして毎年予算の中で検討していきます。そういった中で目標額の設定はしていないところでございます。

それから、コウノトリの飼育、花火の関係でございますが、正式には花火、私も担当を以前しておったのですが、花火は年に1回の6時半から8時半ぐらいですか、2時間。

（菅野）8時半では終わりません。8時半。2時間だ。

（環境経済部副部長）約2時間ですね。その間、確かにかなりの大きな音が立つのですが、実際に花火を上げているところにコウノトリを飼うというようなこともまだ今のところ決まっております。まだ飼育場所についてもどこという設定もされておられません。そういった関係で、花火がどのと言われても、その辺についてはちょっと何ともお答えしがたいところでございます。

それからあと、放鳥の関係でございます。放鳥につきましては、先ほど基金の関係もございしますが、現実に放鳥するには飼育をまず先に行わなくてはならないわけです。その飼育をするに当たっても、単に動物園から、例えばコウノトリをお借りしてきて飼うというだけで実際に飼えるものでなく、やはりコウノトリを飼うということは国の許可をいただいて初めて飼育できるものでございます。そのためにはやはり飼育できる環境整備というものがまず1つ大事なところでございます。いわゆる環境整備、これは自然環境も含め、また市民の皆様の理解、そういうコウ

ノトリを飼育すると、飼うと、そういうような理解を、そういう認識ですか、そういうものを深めていった上で、最終的には飼育、放鳥というような形になろうかと思えます。そのために今、昨年、今年度ですか、平成27年度からプロジェクトができたわけなのですが、それらを進めていく上での環境づくりを今手がけさせていただいているところでございます。そういった中で、今後さらに市民の皆様の理解も含め、またそういう予算の関係も含め、それらが進んでいく中でいつ飼育ができて、またその先に放鳥ができるのかということが自然に決まってくるものかなというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

(菅野) だめだわ。やっぱり部長だ。コウノトリの里づくり基本計画なるものがこれに立派なの載っていますよね。案ですけれども、これを決められたのかどうかあれですけれども、答申がされていますけれども、これにも書いてあるように本当にやる気なら市民やNPOや農業生産者、事業者、学校、本当にネットワークを整備しなければできないですよ。場所的に鴻巣は湿田があるわけではないし、野田だって何十ヘクタールという宅地開発するのをやめて湿田があるわけです。もちろん私たちが見に行った豊岡なんかもともと山とそういうところのあるまちなわけですから、鴻巣でなぜできると思うのか。お金がもう1億にも、毎年1,000万ずつやれば一、二年で1億になるというのに、随分財政にゆとりがあるではないですか。幾ら目標設定しているかわからないとって、毎年減債基金の利子1,000万円は積み立てると決めているのですから、基金に1億も1億何千万もどんどん積み立てていくのですか。花火でいうなら、コウノトリをどこで飼うかといいますけれども、鴻巣市内の花火の音どこまでも聞こえますよ。熊谷のほうまで聞こえるというのですから、4尺玉が破裂するのですから、全部小さい線香花火みたいなのにすればいいけれども、鴻巣でなんか飼えませんよ。どこで飼おうとあの花火の音は2時間コウノトリに大きな影響及ぼすわけです。最初言ったのは、最初コウノトリを言ったのは、荒川の河川敷におりをつくって、尾羽を切って、多摩動物公園から繁殖力の強い2匹のコウノトリを買って、

放鳥しますよということ言ったのです。東松山も成功したというけれども、東松山はもう20年も30年も取り組んで成功したわけですから、動物園は。でも、野田などは5年でできているというの、それはやはり環境が整っていたということもあると思うのです。だから、鴻巣だからといってコウノトリにあれして、荒川流域の桶川、北本、鴻巣、吉見、川本町、この5つが協力しないと絶対できないと思う。この5つの協力ができないでなぜ鴻巣だけ突出するのかと。部長、どう思いますか、これ。ほかの行政ではどうなっているのか。

(環境経済部長) コウノトリのこの事業なのですけれども、何回も繰り返しますけれども、コウノトリがすすめる環境づくりというものを目指す。単なるコウノトリをペットで飼うということではなくて、それ以上にコウノトリが持っている波及する意味、そういったものをここに我々は見出したいということで、この基本計画でもまずは自然と共生する環境、自然の環境をやりたい。そして、にぎわいのある元気なまちづくりということで、コウノトリに関連するような観光事業とか情報発信、そういったものを具体的な意義として見ましょう。そして、3点目が笑顔が輝く担い手づくりということで、コウノトリを生かした環境教育とか学習の推進、市民意識の向上といったようなことが意義があると思います。そういったことでコウノトリは生態系の頂点にあるという中で、やはりそれだけの環境が備わっていないとコウノトリは生息できない。そういった環境を整えるということが、やっぱり自然環境もそうだし、みんなの環境に対する意識というものも、コウノトリをシンボルとして環境が備わっていくということに意義があると思います。この環境というのは地球環境で、これを我々が後世につなげていかななくてははいけない。お金かかるからといって環境を崩してはいけないと思うのです。やっぱり環境を守っていくのは我々の責務かなという思いもしますので、これはお金の問題ではなくて、やっぱりかけがえのない環境ですから、そこはコウノトリということの一つのシンボルですけれども、環境維持に努めていかななくてはならないという考えであります。鴻巣市の特徴としては、川幅日本一というような荒川の自然環境があります。そういった中

も、湿地ということでは先ほどありましたけれども、荒川の湿地環境、これを生かすことによってそういった環境が生まれてくる、そういった整えることもできるだろうと。聞くところによると、国のほうでも河川管理者のほうでも、荒川に湿地環境をつくっていきましょうという動きも計画されているようです。また、鴻巣の中でも冬水田んぼということで、冬の間……

（菅野） トウスイタンボというのだ。

（環境経済部長） はい、失礼しました。

（菅野） フユミズではないね。トウスイだよね。

（環境経済部長） フユミズと我々呼んでいますけれども、一部の方がそういった、やっぱり自然環境に非常に意識の高い方に関しましては、そういったことに取り組んでいていただいておりますので、そういったものをだんだん広げていくようなことで我々と一緒にやって支援して広めていかななくてはならないかなと思います。

また、花火につきましても、これはまたどれだけの障がいになるか、支障になるかというのはやっぱり専門家の意見などを聞きながら研究していかななくてはならないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

（菅野） 近隣の市町村。

（環境経済部長） 近隣の市町とは、やはり荒川という大きな自然環境がありますので、そういった中で一緒にやっていくような連絡をとっていきたいということで、やっぱり鴻巣市はそこでリーダーというか、その中で取り組んでいくことは必要かと思いますが、これはただ1つの市というよりも近隣の市町、また県、国とも一緒になってこういった自然環境というものを整えていかななくてはならないかなというふうに思っています。荒川流域にはコウノトリ地域づくり連絡会ということで、荒川流域エリアには鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町においてネットワーク、そういった会議を持って取り組むということもありますので、こういった中で進めていこうという考えでおります。

以上です。

(菅野) 何回も聞いたって同じ答弁ですけれども、とにかく桶川や北本など何もやっていないのですから、会費を出しているだけで。会費出しているだけです、何がしかの、国が制度で決めてしまったから。北本なんか否決されたではないですか。北本の議員はちゃんと、偉いから、市長が提案すると農家に聞きに行きました。そしたら、農家が稲作なんて、もう1万もしないでやっていけないのに、やればやるほど損なのに、ましてアイガモ農法だの低農薬、そんなもの協力できるかと。70、80のじいちゃん、ばあちゃんがやっていて、いつまでもできないから、協力できないということで300万ぐらい石津市長が予算組んだのをカットしたではないですか。頓挫しているのです。要するに財政が豊かで、環境も豊かで、市民の協力も十分得られてという条件ならいいけれども、700億を超える県内で有数の大借金で、それで一方でコウノトリに関しては1億だろうが1億何千万だろうが、目標も決めないで、そういうときにどんどん毎年1,000万ずつ減債基金から積み立てて基金をふやすという、それで市民の福祉は、コウノトリより人間を何とかしてくれということです。本当に弱いものにさらに追い打ちをかけるような、敬老祝金の1万を8,000円にした。みんなもうびっくりしていました。何か厚いのが来たなと思ったら5,000円と1,000円だったと。ぺらっと1万円で来ると思っていたら今度7,000円で。そういうコウノトリがいなければどうしても困るという状況ならまだしも、市長が大好きなのか何か知りませんが、原口市長になった途端コウノトリという、鴻巣だからコウノトリと。それは、お祭りにコウノトリで何かやる程度ならいいです。だけれども、基金をどんどんため込む、目標もなしにため込むということも含めて、私はこれは見直すべきだと思います。もうとにかく市民の皆さんの生活が今年金の削減やら物価高やらもう本当に大変になっているとき、原口市長になってどんどん福祉が削られているのです。前の市長のときに無料化だったがん検診や特定健診も有料化しているし、敬老祝金なんか全員に1万出していたのですよ。原口市長になったら5歳刻みにして、しまいには今度は5,000円にすると。好き勝手に市民の福祉削っているわけですから……

(委員長) 菅野委員、答弁できるような質問をしてもらえますか。

(菅野) うん。こういう使い方をどう思いますか。第一減債基金をここに積み立てるの私は不当であると思います。だって、合併特例債の借金を返すのに大変だからといって基金を積み立てているのに、何でそこから1,000万円がコウノトリに行くのですか。これから借金を返すの大変だと言っているわけですから、これはやめるべきではないですか。

(委員長) それ政策総務ですから、この委員会ではないですよ。

(菅野) この委員会ではなくて、コウノトリ基金に1,000万積み立てているのではない。要らないと言えいいではない。

(合併振興基金からですの声あり)

(菅野) 合併振興基金にしろどっちにしろ、そんなところに1,000万入れることない。減債基金ではないっけ。合併振興基金。でも、利子を入れているわけでしょう。何でそこに入れるのかと。コウノトリが何の関係があるのかと、合併振興基金から1,000万入れるのと。目標もなしに、もう7,000万超えているのに、もう来年ちょこちょここと寄附があったなんていうと1億になりますよ。お金の使い方が違うのではないかとっているのです。その点をどう思いますか。

(環境経済部長) お金の使い方ということで、午前中もありました。このコウノトリは、やはり自然環境ということで、環境を保全し守っていく、そして整えていくというような、そういった壮大な目標があります。これは、やはり時間もかかるし、皆さんの支持も必要だというふうに受けとめておりますので、一朝一夕にはいかないけれども、長期的な視野に立ちながらこつこつといきますか、一歩ずつやっていくことが必要かなと。これは、やっぱり将来に環境を渡していくということでは非常に必要な事業だと考えております。その事業に対しましてふるさと納税ということで寄附金、応援してくれる方も非常に多い状況でございます。この補正予算でこういうふうに計上させていただいたのも、そういった自然を守っていこうということに応援をしてくれる、そういった市民意識のあらわれかなということで我々は受けとめておりますので、しっかりとこのコウノトリは将来のためにやっていかなくてはならないことか

などと思います。ただ、やはり今の福祉事業も大事なことでございます。そういった中では、やはりまちが活性化していく、そういった活性化したまちの中では福祉予算にもそういった活性化した効果というのが流れてくる、工面できていくのかなということで、総合的なやっぱりまちづくりという観点で物事は考えなければいけないのかなというふうに考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)



(開議 午後 2 時 4 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) マイナンバーについて何個かここに、補正にのっていますので、お聞きしますけれども、マイナンバー制度について、要するに国民はどういうふうに利用が始まった段階で捉えているか、その数値を捉えていればお聞きしたい……では、私が言うか。民間の信用調査会社の東京商工リサーチという会社が1月16日から29日、インターネットを通じてマイナンバー制度についてアンケート調査したのです。74.6%の企業が自社にとってメリットがないと答えたと。有効回答は7,887社ですって。インターネットはすごい数つかまえられるのです。メリットなしの回答については、昨年6月から7月に実施した前回調査の65.9%から8.7%増加したわけです。一番のデメリットが情報漏えいのリスクが最も多く40.5%、以下業務の繁雑化が22.9%、業務の増加が22.8%、コスト増加が6.9%、デメリットはないはずか4.4%でした。導入状況については53.0%がおおむね完了、全て完了の回答。ただ、21.5%が検討中で、未検討も5.4%でした。自由回答欄があって、599社が記入して、会社にやったのです。企業にやったのです。ですから、599社が不要、今からでもやめてほしいなどの否定的なコメントが89社から寄せられました。情報漏えいに懸念、経費や運用面への支援や補助が必要などの回答もあったわけですが、鴻巣市の企業について、マイナンバーについてどのように捉えていますか、鴻巣の企業。

(市民課長) 済みません。市民課では……企画部に。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 4 9 分)



(開議 午後 3 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

(菅野) では、個人カードが、2名の方が市役所の中にはいて、大変親切にご案内しているようですが、支障なく鴻巣の場合は発給されているのでしょうか、個人カードは。

(市民課長) マイナンバーの交付についてということによろしいですか。

(菅野) はい。

(市民課長) 1月19日から交付を開始いたしまして、順調にと言いたいところなのですが、国のネットワークとの連携がうまくいかなくて、時々遮断されたりとか、ネットワーク事故が起こったり等してしまっていて、かなり動作が不安定でございます。そういった関係で、せっかくご予約いただいてもその場で交付ができない方も数名出てきておまして、1日に60枚程度ぐらいしかまだ交付ができていない状況で、実績でいいますと、2月25日現在で848人に交付をしたところでございます。

済みません。以上です。

(菅野) 行政から来た書類を見ると、個人番号をあたかも申請しなければいけないように書いてあるのです。あれって別に何も困らないのです、なくても。行政だって手続するのに個人番号を書かなければやらないなんていうのはないわけですから、ただそんなこと言っても生活保護申請するのに個人番号書けと行って、そこで書かないとは言えませんよね、こっちから頼むのに。だから、何か変な弱みを握られるような、そんな感じがするのですけれども、結局年寄りなんかはあれを見て、本当に必要かと思ってとると、問題はなくしたときなのです、持ち歩いて。スーパーのカードか何かと同じように財布に入れていてなくしてしまったと。そういった場合に、今度わかるまでの間とか、どういうことが起きるかあれですけれども、そういう説明がされずに出されているわけです。

けれども、渡すときにそれなりの説明ってしてしていますか。それとも無理やり発給しなくてもいいものだということが、必要な人がやるのだというふうにならないでしょうか、今さら言ってもあれですけども。必ずする感じになっているのだ。

（市民課長）届きました通知カードの封書の中に入っているパンフレットを見ますと、申請書自体が通知カードとくっついていきますので、当然申請をしなければいけないのではないかと思いがちではあります。ただ、説明の中では任意であるということは説明してございますし、ただその利便性をまずうたっておきまして、その利便性によりカードをつくっていただきたいという方向でご案内しているところでございます。実際カードを交付している場では、危険性等についても当然説明はしておりますし、取り扱いについて2枚ほど、ちょっときょう持ってきていないのですが、説明の用紙、カードを取得した方へということで説明をしながら紙も、用紙というか、説明文も持ち帰っていただいております。暗証番号についても人に教えないようにとか、そういったことも説明しておりますし、そういったことで1人20分程度時間を要しております。説明も含めてということです。あと本人確認というところでは、カードも身分証明として使えるというのがまずありますので、結局つくっていただいても、それを身分証明として使っていただくという方向も持っていますし、あとはこれから先、国が考えているマイナンバー制度の中でこれから展開されていくサービスとか利用事務、それから自治体の独自の利用という部分でもどんどん展開されていくというところでは、カードを今所持しておいても無駄にはならないとは思っております。

以上です。

（菅野）一番言われているのは、情報漏えいを言われているわけです。それで、アメリカにしる韓国にしる、いろんな分野で損害をこうむったりして今見直しが起きているときに、既にもう発給の段階で業者の汚職みたいなのが、特定の業者に賄賂みたくお金が行っていて問題になっていきますけれども、本当に情報漏えいでプライバシーも何も、民間企業にあれだけ番号を書くということはもうどこでどう漏れるかわからないと思

うのです。それで、普通の身分証明書なら何もカードなんかなくても、国保の証明書や何かあるわけですから、免許証にしる、免許証なければ国保のカードでもいいわけです。国民健康保険のカードでもいいわけですから、本当に知らない高齢者が市役所から来るからといってやっぱりもらいに行っているのだと思うのですけれども、何か起きたとき市役所に行けば対応してくれるのでしょうか。なくして情報漏えいとか何か、どこまで早急に住民の要求に応じて、トラブル時に対応できるのでしょうか、あれだけの数をばらまいてしまって、もし、それこそ。

（市民課長）まず、紛失に関しては、24時間365日の国のコールセンターが設けられていますので、連絡をしていただければ機能ストップはすぐにできます。当然市役所に申し出いただいてもすぐに機能をストップすることもできます。なので、情報漏えいというよりは、カードの機能をストップすることは可能なのですが、情報漏えいという部分ではセキュリティー対策をかなりやっておりますので、落としたカード自体に情報が入っているということではなくて、各情報を持っているところは自治体であったりとか、国の機関であったりというところになりますので、そのカードの中身を見れば個人情報、特定のというか、大切な特別な個人情報が入っているわけではなくて、住所、氏名と生年月日と性別というところの情報しか入っていない。しかも、暗証番号が設定されていますし、どこかで使うにしても顔の写真がついておりますので、持っていた本人と顔写真が違えば当然そこでカードを使えないということになりますし、暗証番号を3回間違えれば破壊されるような形になっておりますので、そういったセキュリティー対策を施しているということで、なくされてもそんなにすぐにどうこう悪用されるということは今考えられておりません。

以上です。

（菅野）そもそも何のために政府があれを導入したかと、そういうことがちゃんとわかるように国民に知らされていませんよね。要するに所得を捕捉すること、そして課税をすること、そして行く行くは社会保障についても払った分に対しての社会保障にしていくという、そのの大もと

から始まっているわけです。ですから、例えば今母子家庭がふえて、所得200万以下の貧困家庭がふえていると。その人たちは、2つ、3つのパートを掛け持っているわけです。ですから、例えば3万、3万、3万の会社が3つで9万でアルバイトしていると。そういう場合、それが全部出ていくわけです。今までは……9万ではないな。200万だから、200万を12で割ると月17万。17万にする。そうすると、17万を、3つの会社で働いていた場合、今まではそれぞれに出すので、税金がかからなかったわけです。今度はマイナンバーで、全部3つ分で年間二百何万になったと、そういうことで課税がされるわけです、バイト先も全部番号を今集約していますから。そうすると、だんだん税金が今まで払わないで済んだ分も払わなくてははいけないのです。それで、払った額に応じて社会保障も決めていくと。そんなところが目標なわけですから、何のために入れたかというところが、社会福祉のためでも何でもなく、IT企業なんかさらにもうかるように、番号をどんどん提供するように、中に入れる情報をふやせと言っているわけです。そんな簡単に、なくしても何も困らないのだというものではないのです。行く行くは国民がもうアルバイトの所得まで全部補足されて課税対象になるという、そういうところがあるのです。ですから、お金が足りなくてここでアルバイトしているなんていう人は、本当の仕事があって、本業はバイト禁止だと。でも、どうしてもお金足りなくて5万、3万のアルバイトしているという人は、マイナンバーが入るときやめました、職場を。だって、会社に番号が行くと会社首になってしまいますから。

（委員長）菅野さん、これ国の施策なので、言っても答弁できないと思うのですけれども。

（菅野）答弁できないけれども、そのために入れたものだという事ですよ。

（大塚）今の菅野委員の質問に対して答えてしまうと、所得を隠していることを認める発言になってしまうので、所得は隠してはいけない、必ず申告の対象だということを答えてしまうと、それはですねということではできないのだと思うのです。原則、だってそうでいいのですよね、市民

税の収納。

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 2 分)

◇

(開議 午後 3 時 0 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) 86 ページの項 3、戸籍住民基本台帳費の中のパスポートセンター管理運営事業についてお聞きいたします。

先ほど説明で10年パスポートが1,500人、5年パスポートが1,200人、460名減らしたということなのですが、平成26年度においての実績についてお聞きをいたします。

(市民課長) 平成26年度のパスポートの実績なのですが、済みません、売りさばきの金額で10年と5年はちょっと分けてないのですけれども、よろしいでしょうか。交付……

(何事か声あり)

(羽鳥) ええ、交付件数です。

(市民課長) 交付件数ですね。10年が1,401件、5年が951件、子どもが170件、変更というのがございまして、名前が変わったりとか住所が変わったりとか、戸籍が変わったりとか、そういった変更が39ございました。2,572件、合計です。その他増補というのがあるのですけれども、ページをふやすというのが2,500円で可能なのです。

(判こ押すところない……の声あり)

(市民課長) 判こ押すところがなくなる。

(羽鳥) たしか実績のほうも約2,500件超えるということなのですが、平成26年度において相当削減したのです、結局補正を組んで。その結果が2,500件というふうに私理解するのですが、その上で今回2,700件。多少ふえてはいるのですが、460名減らさざるを得ない補正を組むということなので、これほど立地条件のいい場所にパスポートセンターを鴻巣市は置いておきながら、なかなかふえない、なかなか実績が目標を達成しない状況を鑑みますと、このままほっておいてしまうとこの鴻巣市のパス

ポートセンターの存在意義を疑われるような状況になるというふうに思っております。その点についてどうお考えかお聞きをいたします。

(市民課長) 存在意義というか、あの位置にあることについては便利だということで前回の議会でも言わせていただいたのですけれども、今回の減額補正につきましてはテロの影響が多少出ておりました、実績が落ちているという事実がございます。来年度予算については、平成26年度の実績と同等の額を計上させていただいておりますので、今回特殊事情ということで460名ほど減になったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

(羽鳥) 先ほどちょっと休憩中にも課長とも話したのですが、やはり平日発行ということで、職場に近いところで鴻巣市民が発行してしまうということで、他のパスポートセンターに行ってしまうのはいたし方ない部分もあるのです。しかしながら、やはり鴻巣市内のパスポートセンターで年間2,500件というのは決して多い数字ではない、そのように理解しております。その点を踏まえた上で今後の検討課題としていかなることをお考えかをお聞きいたします。

(市民課長) 確かに平成25年度からは、今回減になったのはテロの影響と申し上げましたが、多いほうではないといっても……ちょっといいですか、暫時休憩。

(委員長) 暫時休憩。

(休憩 午後3時08分)



(開議 午後3時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

(市民課長) 実際埼玉県内の推移を見ましても、ここ3年ほどずっと減ってきております。鴻巣市としてこれが少ない数字かというのと、さほどそういうふうには考えていなくて、やはり1月以降また取り戻しておりますので、今後また増が見込めるものと考えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、今28年度の予算の審議中なので、その数字のほうも今把握しましたので、ぜひともこの数字、当初予算の減額補正がないように期待を申し上げます。

では次に、30ページです。30ページの項1の農業費の中の渡内糠田排水機場維持管理事業についてお聞きいたします。今回シーケンサーの更新工事ということで、自動操作盤の処理ですか、が行われたそうなのですが、この約1,200万円近い額なのですが、毎年点検もしておるし、また中期、長期において点検項目というのがあると思うのですが、補正で見つかるような故障がなぜ起きたのかをまずお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応この施設につきましては、足立北部土地改良区の職員が定期的に検査をしているところでございます。昨年11月11日に定期検査をしたというふうな形で、そのときに非常に状況そのものが大分古い施設というふうな形になっておりますので、実際には1989年製の平成元年の機材を使っているというふうなことが判明されていまして、この機材は現在製造されていないというふうな状況でございます。機材の製作から、また基盤の操作等で最低3カ月はかかるというふうなことで、一応出穂期というか、田植えの時期に間に合うような形で終了しなければならないということで、定期的に点検をしている中で、たまたま昨年11月11日に定期検査をしたときに動かない状況が判明したということの状況でございます。

(羽鳥) 本来耐用年数20年を超えた部品という、製品というのは正直考えられないわけです。いつ壊れても仕方ないという状況ですので、なぜ計画的な改修ができなかったのかをお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) この渡内糠田排水機場の検査につきましては、来年度、28年度に県のほうの補助事業を使いまして、いわゆる指定を受けた排水機場といたしまして来年度改修をやる予定であったところでございます。実際に私どものほうでも28年度以降につきましてそういった形で予算計上をお願いしてやっていくというふうな部分では考えていましたけれども、やはり私申し上げましたように非常にもう相当の年数がたっている、20年が経過しているものでございますので、

ですからいつその辺の故障、動かなくなってしまうかという危機感があったのですが、一応計画的には来年度にそういう形での検査をやる予定でいたところだったのですが、定期検査の結果動かないことが判明したということで、取り急ぎ補正をお願いした状況でございます。以上です。

(羽鳥) では、これで結構です。

(金子) 29ページのコウノトリの里基金積立金の関係なのですが、先ほどの答弁の中でも目標額は設定していないということでございますけれども、毎年金額的に積み重ねがあるかと思うのですが、目標としてコウノトリが飼育できる環境ということで、優しい環境づくりということを中心として行っているということはわかるのですが、具体的にお金が、それこそお金がたまって非常にいいことなのですが、それに伴ってやはり住民の方とか理解してもらうために具体的な取り組みとか、そういうことをなされる予定というか、計画とかあるようでしたらばお聞かせいただきたいと思うのですが。

(環境経済部副部長) 先ほどの答弁と重なってはまいりますが、まず27年度の事業といたしまして、夏場に2回ほど小学生の児童を東松山のこども動物自然公園だったのでしょうか、のほうへ、視察ですか、それらを2回開催しております。そういった中で、いわゆる自然の環境、そういった部分、コウノトリを含めまして、大切な見学会ですか、そういうものをやらせていただいています。また、秋に学校給食の関係で、市内小中学校全校に2回ほど、学校給食に減化学肥料のこうのとりの伝説米、こちらのほうを学校給食のほうに2回ほど出ささせていただきました。そういった中で、やはり自然に優しい、環境に優しいお米ということで、いわゆるそういう小さいときからそういう環境について学んでいただくと、そういうことでそういう事業もやらせていただいています。それとあと、年が明けて講演会ということで、環境に優しい、いわゆる自然環境の大切さ、そういうものを含めた講演会とか、そういうものを27年度ではやらせていただきました。また、今度は新年度、28年度にまた予算がありますが、それらを含めまして新たにもう少し踏み込んだ事業をやらせて

いただきたいなというふうには考えております。そういった部分で、まずは飼育の前の環境整備から今現在取り組んでいるような状況でございます。その先にいずれ飼育、放鳥という部分が出てくるのかと。現実にはまだ現在はそういう環境整備の部分から始めたような状況でございます。

以上です。

(金子) 取り組みについてはわかりましたけれども、まだ飼育場所とかいろんなものが決まっていないうこととございますけれども、また子どもたちに対しての環境に対する教育ということでそういうことを進められているということも理解できましたけれども、私の私的なことなのでございますけれども、理想と現実ではないですけれども、理論だけが先に先行していると。さっき言った基金のほうも、お金のほうはためてどんどんできると。でも、確かに場所は決まっていないうこととございますけれども、出てくるのは無農薬とか減農薬とか、やはり農業に関するところが、農業環境とか、そういうものに関するところが非常に密接なものが出てきているのです。ですから、そういうふうな環境がなくては飼育できないとなると、やはり農家の人たちに対しても理解してもらわなくてはならないということと、そういうのが率直な私の気持ちなのでございますけれども、そういうふうな農業関係者とか、地権者まではいかないですけれども、場所が決まっていないうこととございますけれども、そういうふうな取り組みを少しずつでも話し合うという機会を今後進められる計画がございなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(環境経済部副部長) まず、27年度、今年度でございます。まず、このとり伝説米を学校給食に使うに当たりまして、このとり伝説米をつくっているグループがございまして、そういうところの方とお話のほうさせていただいて、このとり伝説米を学校給食のほうに提供していただいたような状況です。そういった形で農業をやられている方たちとのそういうお話し合いというか、会議みたいなものは持っております。そういった中で、例えば学校給食で11月だったでしょうか、西中学校で市長以下交えまして、それから生産者の代表の方も含めまして、西中学校の

学校給食の場で生徒の代表の方たちと一緒に会食しながら、そういう話し合う場も一緒につくってお話のほうさせていただいています。そういった形で、来年度以降はさらに、今年度は2回だったのですが、来年度は4回を予定させていただいております。そういった中で、いわゆるこのとり伝説米、限られた量でございます。そういった中で、今後そういう活用させていただくに当たってさらにそういうものを普及させていただくような、そういうお話も一部させていただいております。そういった中で、農業関係の皆様との会合もたまには、たまにというか、定期的というわけではないのですが、そういうようなお話もさせていただいております。それと、もう一つがやはり無農薬無化学肥料のこのとり米というのも一部ございます。これは、育む会さんとか一部のところで、先ほどちょっと話が出た冬水田んぼ、この時期ですと水を張って、無農薬無化学肥料で28年産米をつくる、そういうところなのですが、そういうところにもちょっと私どもも出かかまして、お話のほういろいろさせていただいています。そういった中で、環境整備の中の一環としてそういう無農薬無化学肥料のお米とか減農薬減化学肥料米のこのとり伝説米の普及とか、そういう部分もお話のほうさせていただいております。さらに拡大していただければなというふうな形を考えております。

以上でございます。

（金子）あともう一点です。先ほども羽鳥委員のほうからございましたけれども、30ページの渡内糠田の排水機場ですけれども、前倒しで今回緊急的に改修工事を行ったということでございますけれども、ほかにこのように、結構金額的にも大きいですし、修繕計画の動きというのは、聞いていないですよ。ございますか。ちょっとお伺いします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）いわゆるいろいろな施設がございますけれども、実際土地改良区等に委託している部分の施設等もございますけれども、今回渡内排水機場につきましては、先ほど来から申し上げていきますように相当経年しておりますので、この排水機場につきましては従来からも修繕しなければならないというふうなことの話が出ていました。金子委員のほうのほかにはというふうなことなのですが、これ

だけの大きな排水機場というのはほかにはないので、一応そういった状況の施設の老朽化で維持修繕とか、そういったものにつきまして必要だという場合には関係土地改良区さんのほうからの話がありますので、その状況によりまして私どものほうでも確認して予算取り等していくのですが、現状では渡内排水機場だけがだいぶ古くなってきているという状況でございます。

以上です。

(金子) わかりました。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 今補正にコウノトリに関する基金、それからマイナンバーに関する予算が計上されております。コウノトリに関しましては、政府が進める荒川西流域、この自治体がそろって取り組むというときに市が参画するのがよりよい方向ではないかなと思うのです、野田市の実態を見ても、それから豊岡市の実態を見ましても。そもそも立地条件が、大きな湿地があるとか、大変条件がそろっている中で鴻巣がたまたまコウノトリに縁があるからといって、1億に迫る予算で、どこまでも天井知らずに予算を積み上げるような、基金の目標額も設定しない状況の中で、今市民の皆さんには本当に、原口市政になって生活弱者への福祉の施策はここのところありません。削るのはどんどん削られています。もう本当に弱い人が悲鳴を上げる。福祉タクシーをたった12枚にしているのは、全県でも鴻巣だけです。市は鴻巣だけ、町は1個あるだけです。高齢者が行ったきりで帰れないよと、24枚にしてよというものを、利用枚数もふえているのに戻さないわけです。これまでの市長が1万円ずつ出してきた敬老祝金を削り、国の福祉切り捨てる政治はそのまま市に受け入れながらさらなる福祉の切り捨てるを行っているわけです。本来そうした緊急の市民の皆さんの命と暮らしを守る点にこそ私たちの血税は投下

すべきだと思います。その考えで市民は税を払っていると思います。それから、マイナンバーについて予算が計上されています。この制度自体、アメリカや、それから韓国などでもう情報漏えいや詐欺問題で今見直しがされているものを入れるという自体不当なものです。ドイツにしても日本にしても、今のある制度で十分運用できるわけですので、マイナンバー予定も計上されている点を指摘して、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) では、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時52分)